

第5次筑前町 男女共同参画プラン



ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町

2026年3月
筑前町

はじめに

筑前町では、平成18年(2006年)に制定した「筑前町男女共同参画推進条例」に基づき、同年、「筑前町男女共同参画プラン」を策定し、これまで「ともに支えあい笑顔あふれる 筑前町」を目指し、男女共同参画の様々な施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。



その結果、令和7年(2025年)に実施した男女共同参画住民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭を担うべきだ」という固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合が増加するなど着実にその成果は現れてきています。しかしながら、依然、家庭内や地域活動における役割分担には男女差が見られるなど実態が意識に追いついていない状況です。加えて、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症拡大により、女性の就業や所得の問題、配偶者等からの暴力や生活困窮等、女性に対する問題が顕在化し、改めて男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、筑前町総合計画の主要施策である「ジェンダー平等社会の推進」のため、今後5年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「第5次筑前町男女共同参画プラン」を策定しました。性別等にかかわらず、誰もがあらゆる場において活躍できる社会をめざし、本来誰もが持つ可能性を活かせるよう、住民、事業者、地域、学校、関係機関の皆様と連携を図りながら取組を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました筑前町男女共同参画推進審議会委員の皆様、住民意識調査にご協力いただいた町民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

筑前町長 **田頭 喜久己**

目 次

第1章 プランの概要

1	プラン策定の趣旨	1
2	プラン策定の背景	1
	(1) 世界の取組	1
	(2) 国の取組	2
	(3) 県の取組	3
3	筑前町の取組	3
4	プランの位置付け	4
5	プランの期間	4

第2章 筑前町の男女共同参画の現状

1	人口等の現状	5
	(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	5
	(2) 家族類型別一般世帯数の推移	6
	(3) 女性の年齢階級別労働力率の推移	7
	(4) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移	8
2	住民意識調査結果からみた現状	9
	(1) 固定的性別役割分担意識について	9
	(2) 男女の地位の平等感について	9
	(3) 家庭内の役割分担について	11
	(4) 女性が職業をもつことについて	12
	(5) 地域活動における役割分担について	12
	(6) 女性への暴力について	15
3	中学生調査結果からみた現状	16
	(1) 固定的性別役割分担意識について	16
	(2) 学校や家庭における男女共同参画について	16
	(3) 交際相手との関係について	19

第3章 プランの基本的考え方

1	プランの基本理念(将来像)	21
2	プランの基本目標	22
3	プランの体系	26
4	プランとSDGsとの関連性	27

第4章 プランの内容

1 重点的取組と成果指標	29
2 施策の展開	32

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

主要課題1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革	32
基本施策1 ジェンダー平等に関する情報の収集と広報活動	33
基本施策2 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発	33
主要課題2 男女平等教育の推進	35
基本施策1 学校等における男女平等教育の推進	35
基本施策2 教職員、社会教育指導者等への意識啓発	36

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

主要課題1 地域における男女共同参画の推進	38
基本施策1 地域社会活動への男女共同参画の促進	38
基本施策2 地域防災における男女共同参画の推進	39
主要課題2 政策方針決定の場への女性の参画推進	41
基本施策1 女性リーダー等の人材の育成推進	41
基本施策2 各種審議会等への女性参画の推進	41

基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

主要課題1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進	43
基本施策1 子育て、介護と就労との両立支援	43
基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	44
主要課題2 女性の職業生活における活躍の推進	46
基本施策1 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進	46
基本施策2 女性の職業能力開発と就業・起業支援	47

基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できる暮らしづくり

主要課題1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護	48
基本施策1 DV被害者支援体制の充実	48
基本施策2 あらゆる暴力や性犯罪防止に向けての啓発	49
基本施策3 ハラスメント防止に向けた啓発	49
主要課題2 男女の生涯を通じた心身の健康支援	51
基本施策1 生涯を通じた健康支援	51
基本施策2 母性の保護と母子保健対策の推進	52

主要課題3 さまざまな困難を抱える人々への支援	54
基本施策1 高齢者・障がい者等が充実した生活をおくるための支援	54
基本施策2 ひとり親家庭への支援	55
基本施策3 困難な問題を抱える女性等への支援	56
男女共同参画プランの推進	57
(1) 推進体制の充実	57
(2) プランの進行管理	58
(3) 特定事業主計画の推進	58

関連資料

1 筑前町男女共同参画推進条例	59
2 筑前町男女共同参画推進審議会委員名簿	63
3 第5次筑前町男女共同参画プラン策定の経過	64
4 諮問書	65
5 答申書	66
6 関連法	67
(1) 男女共同参画社会基本法	67
(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	70
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	73
(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	82
(5) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	88
(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	89
7 用語解説	93
*本文中(※)がついている言葉は、「用語解説」で説明しています。	
8 第5次筑前町男女共同参画プラン施策と担当課一覧	98



「食の都ちくぜん」マスコットキャラクター“ちくちゃん”

第1章 プランの概要

第1章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨

本町では、平成18年（2006年）に制定された「筑前町男女共同参画推進条例」（以下「条例」という）に基づき、男女共同参画社会の形成を目指して、これまでに、第1次～第4次の「筑前町男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな取組を行ってきました。その結果、令和7年（2025年）1月に実施した住民意識調査で、「男性は仕事、女性は家庭を担うべきだ」という固定的な性別役割分担意識^(※)が解消されている傾向や、女性が職業をもつことを支持する住民の増加が見られます。一方で、政治の場や社会の慣習・しきたり、家庭内での役割分担において、男女平等ではないと感じる人が多く、依然として課題が残されています。

また、法制度では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^(※)」（以下「DV^(※)防止法」という）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^(※)」（以下「女性活躍推進法」という）等、男女共同参画に関する法や制度が改正され、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律^(※)」（以下「女性支援新法」という）が制定されるなど新たな課題への対応も進められています。

本町では、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、女性の就労者数の増加など、人々の生活環境は変化を続けています。

そこで、今日における住民意識の実態や国の施策を踏まえ、本町のすべての住民が、自分らしく生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会をめざして、新たな「第5次筑前町男女共同参画プラン」を策定します。

2 プラン策定の背景

（1）世界の取組

女性の地位向上、男女共同参画社会の実現を目指して、世界各国を牽引したのは国際連合です。

国際連合は、昭和50年（1975年）に国際婦人年世界女性会議（第1回世界女性会議）を開催し、昭和55年（1980年）に第2回、昭和60年（1985年）に第3回、平成7年（1995年）に第4回と、4回の世界女性会議により、各国に女性の地位向上の取組を促しました。第4回世界女性会議（北京会議）では、「行動綱領^(※)」が採択され、21世紀に向けてジェンダー^(※)平等（男女共同参画）と女性のエンパワーメント^(※)を目指す国際的な指針となりました。また、昭和54年（1979年）の第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という）は、男女の完全な平等の達成には、社会及び家庭における男女の伝統的な役割分担を変更することが必要であることや、女性

に対する差別となる法律や規則、慣習、慣行を修正しなければならないことが謳われ、この理念は、「世界女性の憲法」と言われ、国際的なジェンダー平等の基盤となっています。

平成22年(2010年)には、国連総会決議に基づき「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women^(※))」が発足し、国連におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が強化されました。UN Womenでは、令和7年(2025年)に北京会議から30年を迎えたことから、「北京+30行動アジェンダ」を掲げ、女性や少女の生活の質の向上を目指して、更なるジェンダー平等推進に向けた国際的なキャンペーンに取り組んでいます。

一方、国連サミットで平成27年(2015年)に採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、SDGs^(※)(持続可能な開発目標)の17の目標のうち目標5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、ジェンダー平等の実現は、SDGs達成の要であるとされています。

(2) 国の取組

我が国においては、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関連法令が整備され、昭和61年(1986年)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律^(※)」(以下「男女雇用機会均等法」という)が施行されました。平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法^(※)」が公布・施行され、同法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年(2001年)は、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けての推進体制が強化されました。

女性の基本的な人権擁護のための取組として、平成13年(2001年)に、配偶者からの暴力(以下「DV」という)防止に向け、「DV防止法」が施行され、以後改正を重ね、女性への暴力根絶のために施策の実効性を高めてきました。また、経済的困窮やDV被害・性暴力被害など、女性を巡る課題が多様化・複雑化している状況に対処するため、「女性支援新法」が令和6年(2024年)に施行されました。

職業生活分野では、平成19年(2007年)に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス^(※))憲章」が策定され、平成30年(2018年)には、労働時間法制の見直しのため「働き方改革関連法」が成立しています。また、女性の職業生活における活躍を目的として「女性活躍推進法」が平成27年(2015年)に施行されました。

政治分野では、平成30年(2018年)に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^(※)」が施行され、さらに令和3年(2021年)に改正されるなど、女性の方針決定の場への参画の推進も図られました。

このような取組が進んでいるものの、令和7年(2025年)12月に世界経済フォーラムが発表した男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)^(※)」は0.666で、148か国中118位と大変低く、国際社会においては、ジェンダー平等の推進で大きく後れをとっている状況にあります。

男女共同参画社会基本法に基づいて国の施策の総合的かつ計画的推進を図るための「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められた「第5次男女共同参画基本計画」(令

和2年(2020年)策定)に続き、令和8年(2026年)以降の推進のための「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 県の取組

男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第9条にのっとり、福岡県では、平成13年(2001年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。さらに、平成31年(2019年)には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例^(※)」(以下「県性暴力根絶条例」という)が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が進められてきました。

令和3年(2021年)に「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定され、同年「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」も策定されました。令和6年(2024年)には、女性支援新法に基づき「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、関係機関や市町村との連携による支援を進めてきました。

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、令和6年4月1日現在で42.3%、県内市町村の審議会等における女性委員の登用率は34.8%で、政策決定の場への女性の参画について数値目標を達成しています。

令和8年(2026年)には、「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

3 筑前町の取組

本町においては、平成17年(2005年)に「筑前町男女共同参画推進審議会」を設置し、平成18年(2006年)、条例が制定され、同年に第1次筑前町男女共同参画プランを策定しました。このプランの推進体制として、町長を本部長とする「男女共同参画推進本部」及び関係各課代表による「男女共同参画推進担当者会」を設置し、事務局を企画課コミュニティ・男女共同参画係に置き、各課と連携を図りながら全庁的な取組を進めてきました。

また、条例第17条により、男女共同参画苦情処理委員を設置し、苦情等申出の処理体制を整えました。さらに、条例に定めた事業主の責務として、平成20年(2008年)から、指名競争入札参加資格審査申請事業者には男女共同参画推進状況の報告を求めています。

平成20年(2008年)には、「あさくら女性ホットライン(現:ちくぜん女性ホットライン)^(※)」を設置し、DV等女性に対する暴力に対応する相談窓口を充実しました。また、庁内の相談体制を充実するとともに、DVやハラスメントに対する理解を深めるため職員研修を行い、被害者への迅速で適切な支援に努めています。

平成24年(2012年)、「筑前町女性センター」は「筑前町男女共同参画センター『リブラ』」と名称を変更し、男女共同参画についての理解促進や女性リーダー育成に向けてのセミナーや研修、また、就業に必要な能力開発や再就職支援、起業支援に向けた各種講座の開催等、本町の男女共同参画推進の拠点として機能充実を図っています。

第2章 筑前町の男女共同参画の現状

第2章 筑前町の男女共同参画の現状

1

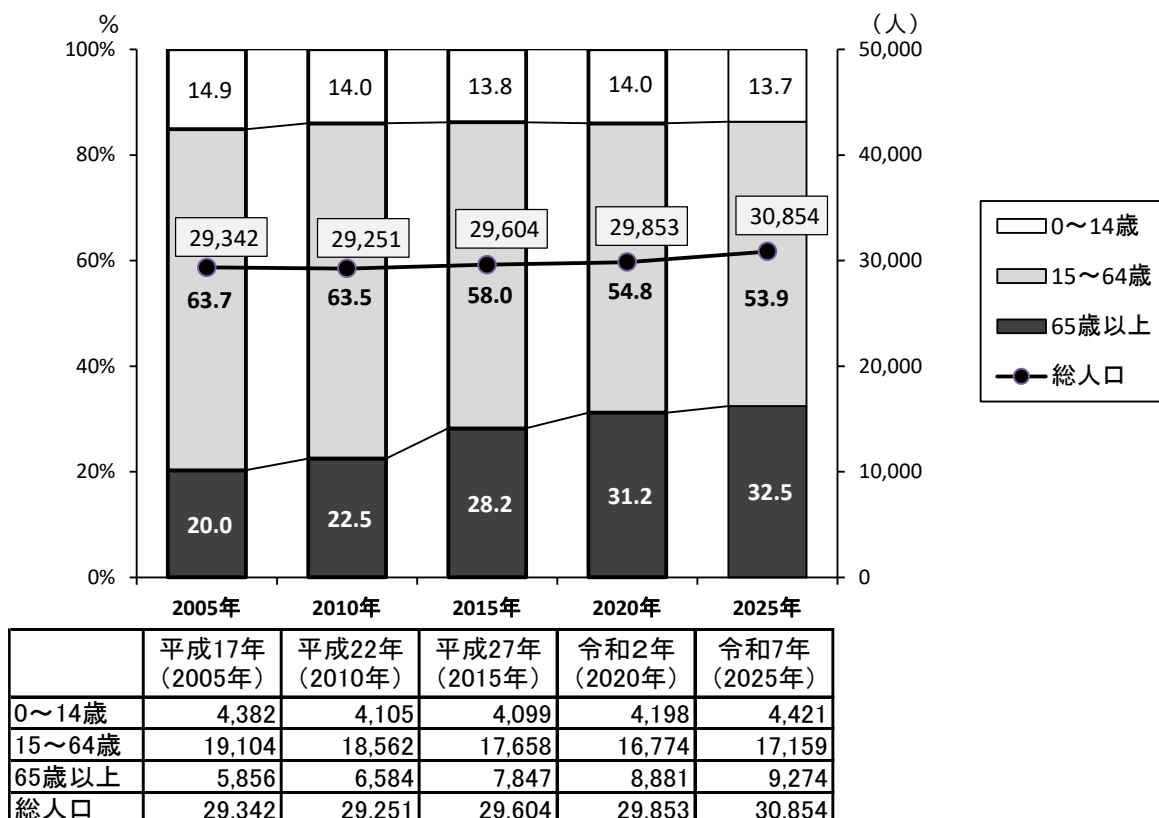
人口等の現状

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、平成17年(2005年)以降29,000人台で推移してきましたが、令和4年(2022年)には30,000人を超え、令和7年(2025年)には、30,854人に達し、ここ数年は微増傾向にあります。

年齢3区分別の人口割合をみると、65歳以上の人口割合は年々増加傾向にあり、令和2年(2020年)には65歳以上の割合が3割を超え、令和7年(2025年)には32.5%となっています。一方、15~64歳の人口は平成17年(2005年)の63.7%から徐々に減少し、令和7年(2025年)には53.9%となっています。0~14歳の割合は14%前後で推移しているものの本町でも少子高齢化の進行が見られます。

図表2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（3月末現在）

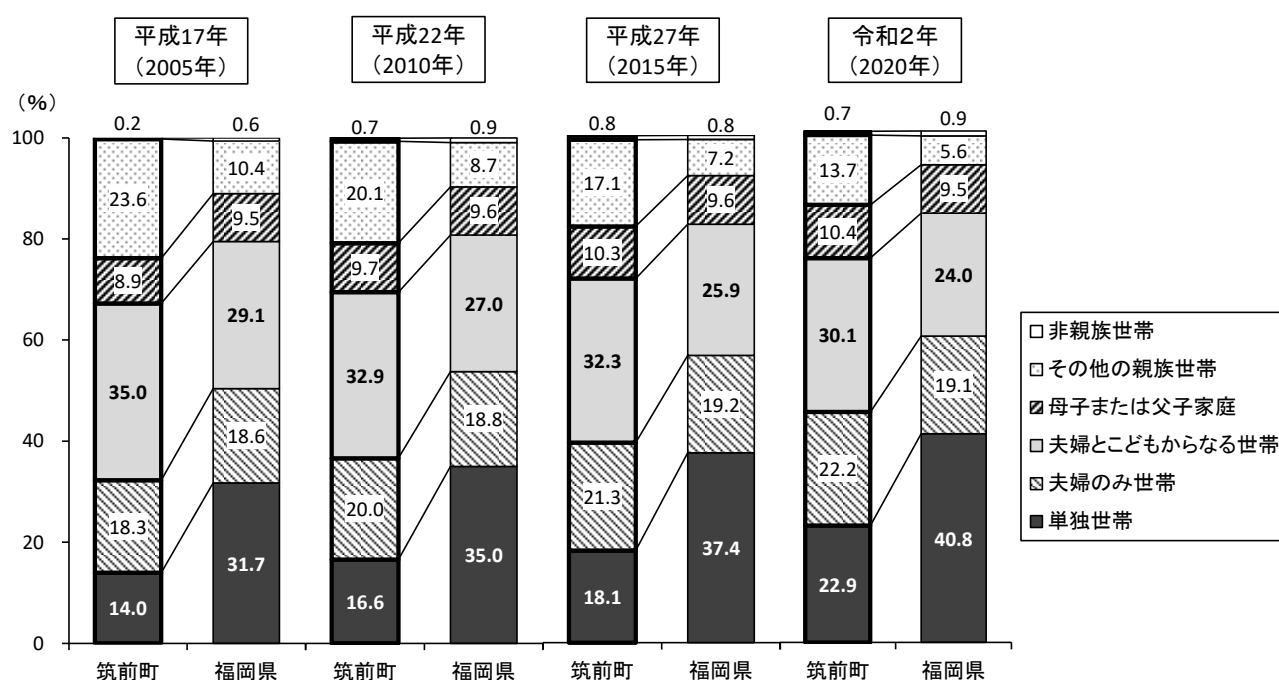
比率の合計は100%にならない場合がある。（以下同じ）

(2) 家族類型別一般世帯数の推移

家族類型別の一般世帯数の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」については平成17年(2005年)の35.0%から令和2年(2020年)には30.1%と減少しています。一方、「単独世帯」の割合は平成17年(2005年)の14.0%から令和2年(2020年)には22.9%と増加しています。また、三世代が同居する「その他の親族世帯」の割合は平成17年(2005年)の23.6%から減少し、令和2年(2020年)には13.7%となっています。

福岡県と比べると「単独世帯」の割合が低く、「夫婦と子どもからなる世帯」や「その他の親族世帯」が多くなっています。

図表2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



資料:各年国勢調査

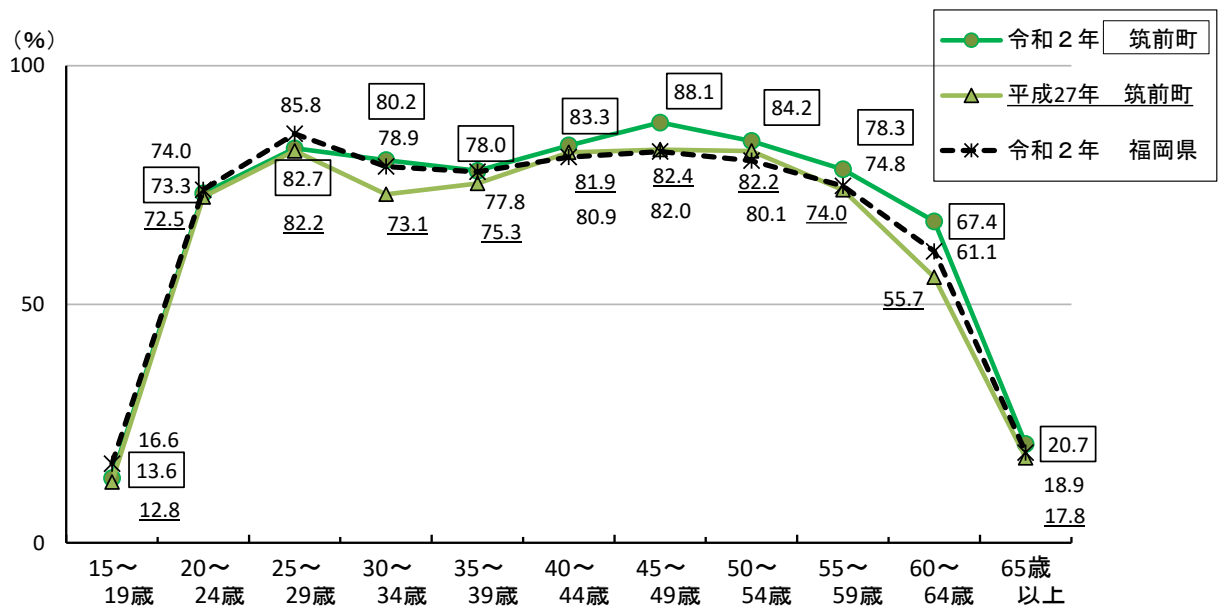
注:一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

- 親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員等)がいる場合もここに含まれます。
 - 非親族世帯: 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
 - 単独世帯: 世帯員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分型としています。

(3) 女性の年齢階級別労働力率の推移

本町の女性の年齢階級別労働力率は、25～29歳は82.7%ですが、30～34歳になると80.2%、35～39歳では78.0%と減少していますが、40～44歳では83.3%と増加に転じています。結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したら就業をするM字型就労^(※)の傾向がみられます。福岡県と比べると、35歳以上の労働力率は県平均よりも高くなっています。

図表2-1-3 女性の年齢階級別労働力率の推移(福岡県比較)



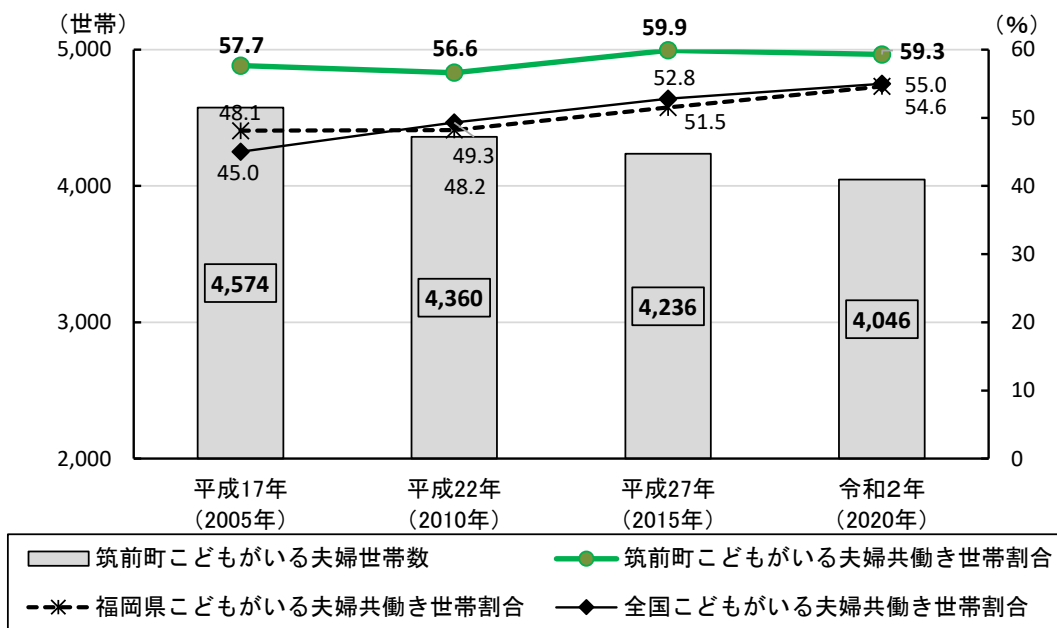
資料：国勢調査

(4) こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本町のこどもがいる夫婦のうち共働き世帯割合の推移をみると、平成17年(2005年)の57.7%から令和2年(2020年)では59.3%と、6割近くがこどものいる共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比較すると、全国、福岡県が5割半ばで推移しているのに比べて本町では約6割で推移しており、こどものいる共働き世帯が多いという特徴がみられます。

図表2-1-4 こどもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移(全国、福岡県比較)



資料：各年国勢調査

2 住民意識調査結果からみた現状

第5次プラン策定のために、町民を対象として男女平等に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画の施策推進の基礎資料を得ることを目的として本調査を実施しました。

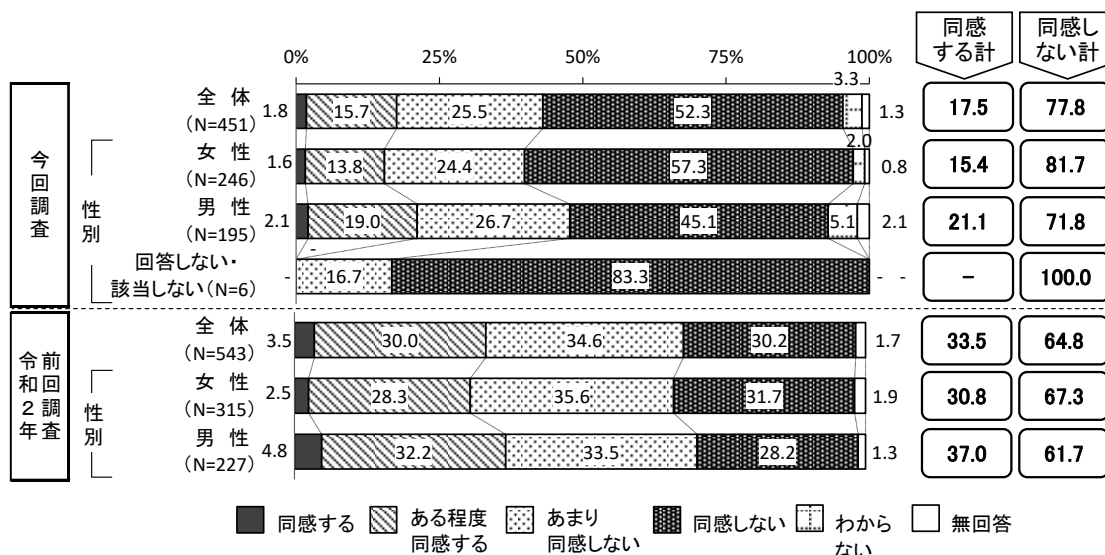
■調査の性格

- (1) 調査地域 筑前町全域
- (2) 調査対象 20歳以上の男女1,500人
- (3) 調査方法 郵送、インターネット回答併用
- (4) 調査期間 令和7年1月20日～2月10日
- (5) 回答率 有効回収数 451人(回答率 30.1%) (内インターネット回答84人)

(1) 固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭を担うべきだ」という固定的性別役割分担意識については、男女とも『同感しない』が7割を超えています。特に女性で81.7%と高く、令和2年(2020年)9月に実施された前回調査(以下「前回調査」という)と比較すると、男女とも『同感しない』が増加しています。特に女性は14.4ポイントと増加しており、女性の固定的性別役割分担を容認しない意識が高まっています。

図表2-2-1 「男は仕事、女は家庭」を担うべきだ[全体、性別](前回調査比較)



注: 『同意する』は、「同意する」+「ある程度同意する」の合計
 『同感しない』は、「同感しない」+「あまり同意しない」の合計

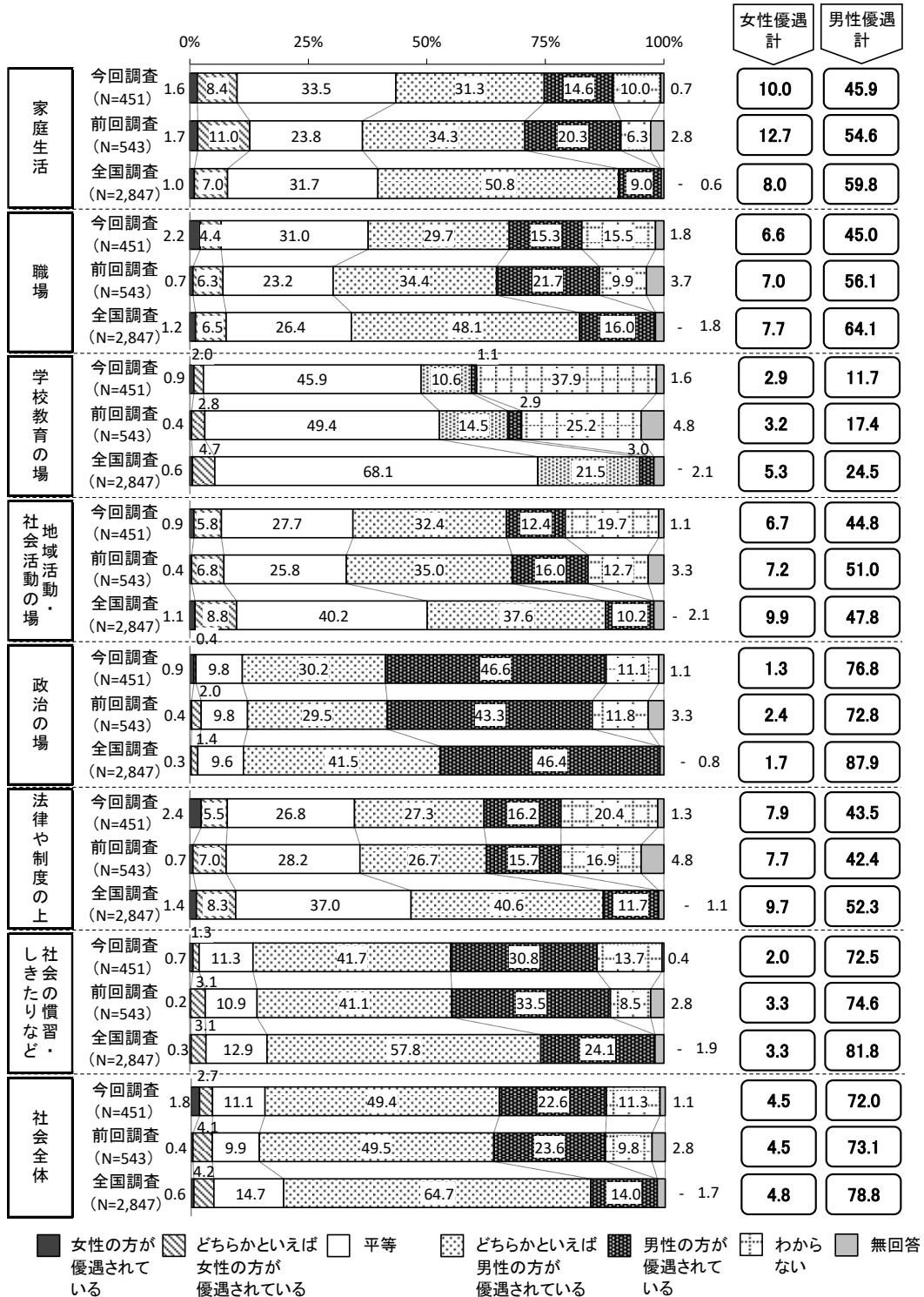
資料:筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

(2) 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた『男性優遇』が高いのは「政治の場」や「社会の慣習・しきたりなど」、「社会全体」などで7割を超えています。前回調査と比べると、「家庭生活」「職場」

では、「平等」が増加しています。「地域活動・社会活動の場」では『男性優遇』が減少しています。これら以外の分野では前回調査とあまり変わらない結果となっています。身近な場での平等感が高まっている傾向がうかがえます。

図表2-2-2 男女の地位の平等感[全体](前回・全国調査比較)



※「地域活動・社会活動」は全国調査では「自治会やNPOの地域活動の場」

注: 『女性優遇』は、「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計
『男性優遇』は、「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

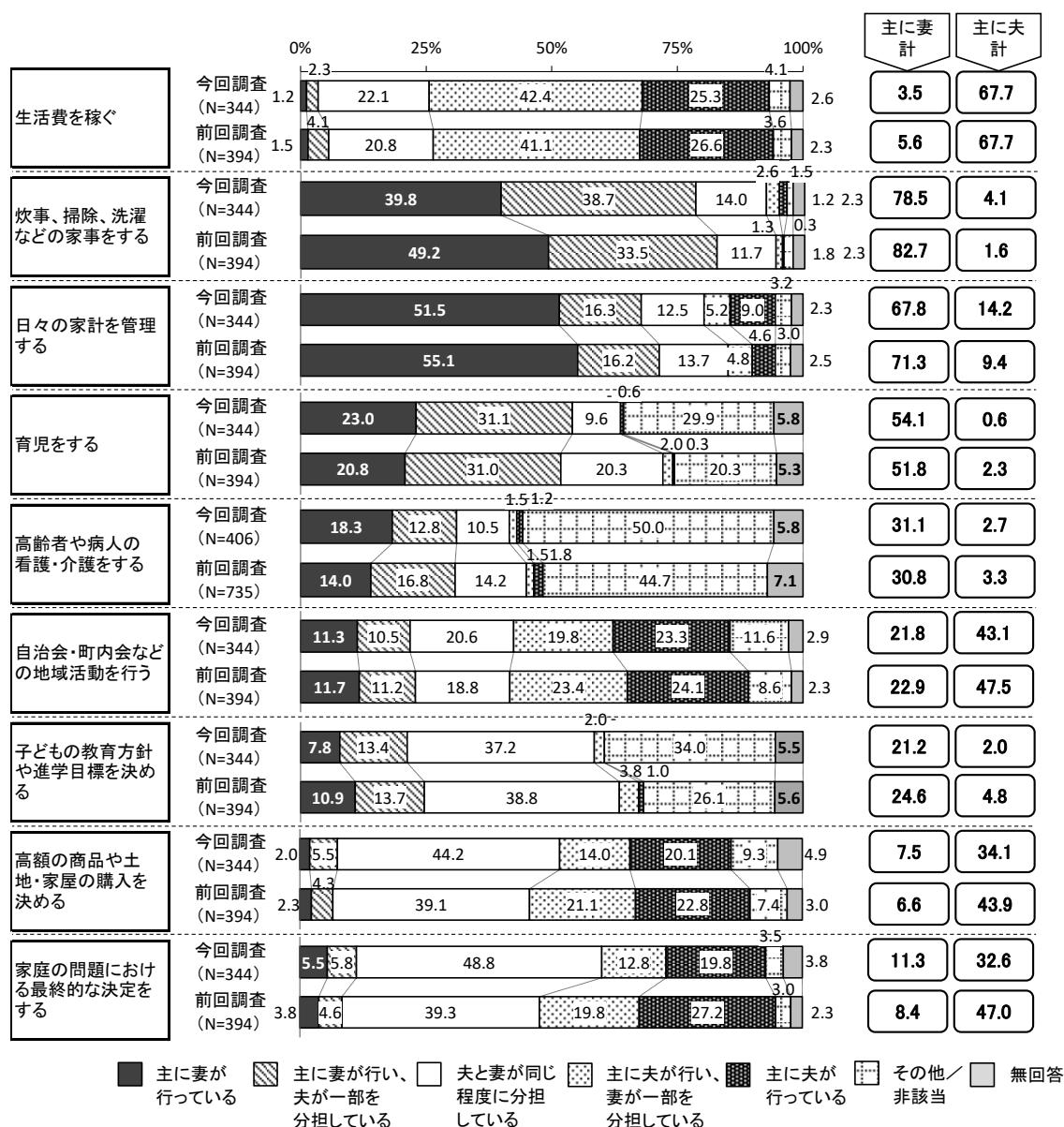
資料: 筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

(3) 家庭内の役割分担について

現在、配偶者・パートナーと同居している人の家庭内の役割分担では、『主に夫』の割合は「生活費を稼ぐ」67.7%、「自治会・町内会などの地域活動を行う」43.1%などで高くなっています。『主に妻』の割合は「炊事、掃除、洗濯などの家事をする」78.5%、「日々の家計を管理する」67.8%、「育児をする」54.1%などで高くなっています。

前回調査と比べると、「炊事、掃除、洗濯などの家事をする」については、「主に妻が行っている」の割合が減少し、「主に妻が行い、一部を夫が分担している」「夫と妻が同じ程度」が増えて、夫の参画がやや増えている状況がうかがえます。

図表2-2-3 家庭内の役割分担[全体](前回調査比較)



注：『主に妻』は、「主に妻が行っている」+「主に妻が行い、夫が一部を分担している」の合計
『主に夫』は、「主に夫が行っている」+「主に夫が行い、妻が一部を分担している」の合計

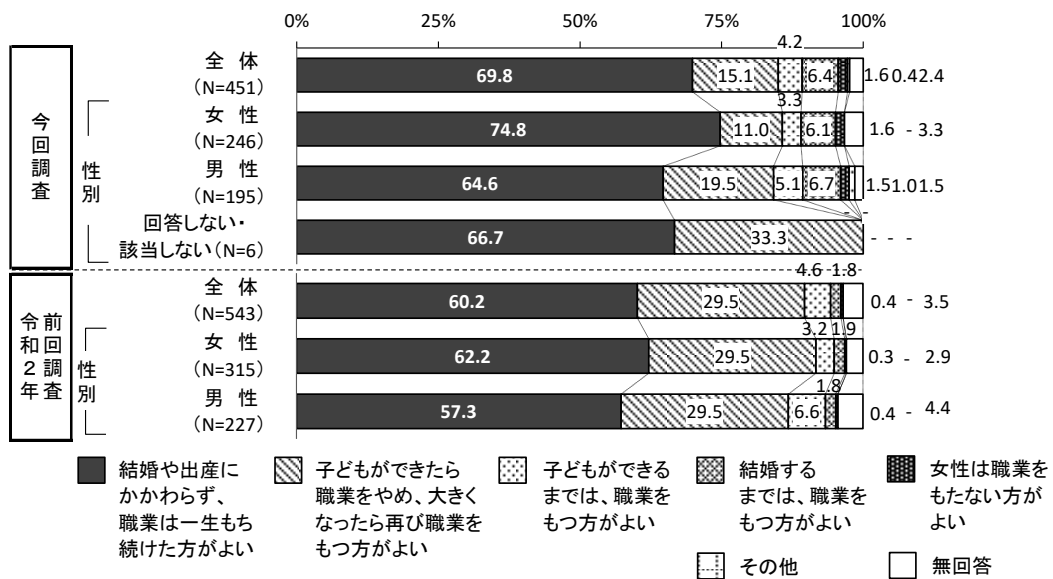
資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

(4) 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについては、「結婚や出産にかかわらず、職業は一生もち続けた方がよい」は女性では7割半ば、男性では6割半ばと高く、特に女性においては、前回調査より12.6ポイント高くなっています。また「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という中断・再就職は女性では1割、男性では2割にとどまり、前回調査よりも低くなっています。

この10年で女性の就労継続を支持する意識の変化は顕著です。

図表2-2-4 女性が職業をもつことについて[全体、性別](前回調査比較)



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

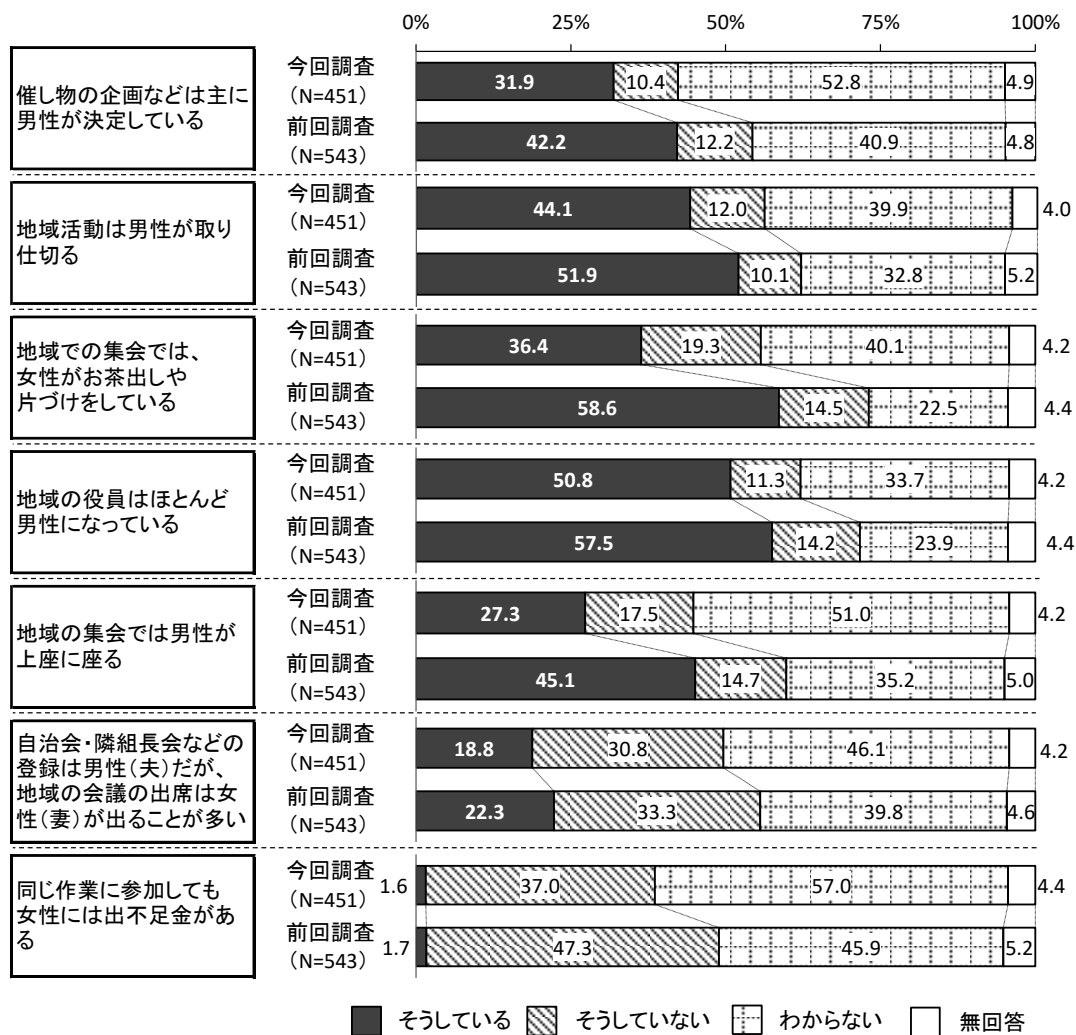
(5) 地域活動における役割分担について

①地域活動における男女の役割分担

地域活動における男女の役割分担の現状では、「地域の役員はほとんど男性になっている」50.8%、次いで「地域活動は男性が取り仕切る」44.1%、「地域での集会では、女性がお茶出しや片づけをしている」36.4%等で、男女ともに「そうしている」の割合が高くなっています。

前回調査と比べると、いずれの項目も「わからない」が増え、「そうしている」が減っています。特に「地域での集会では、女性がお茶出しや片づけをしている」が22.2ポイント、「地域の集会では男性が上座に座る」は17.8ポイントと大幅に減少しています。

図表2-2-5 地域活動における男女の役割分担[全体](前回調査比較)

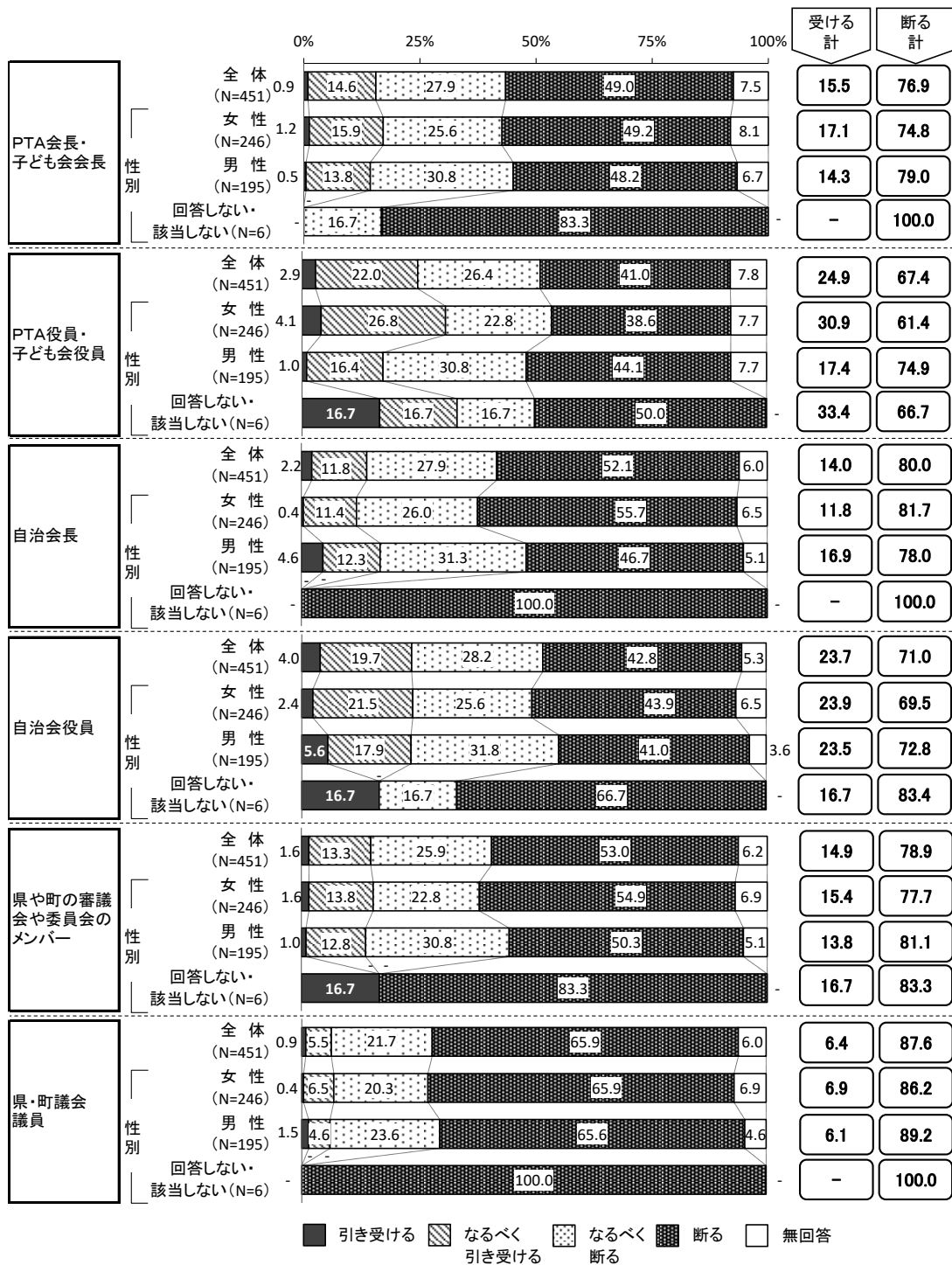


資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

②役職、公職への就任や立候補の依頼への対応

地域の役職や公職への就任や立候補を依頼された場合の対応として、『受ける』の割合は、「PTA役員・子ども会役員」は女性30.9%、男性17.4%で、女性の方が13.5ポイント上回っています。「自治会役員」では、女性23.9%、男性23.5%と『受ける』の割合は2割を超えており、『長』のつく職より、『役員』の方が受ける女性は多い傾向がうかがえます。

図表2-2-6 役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別]



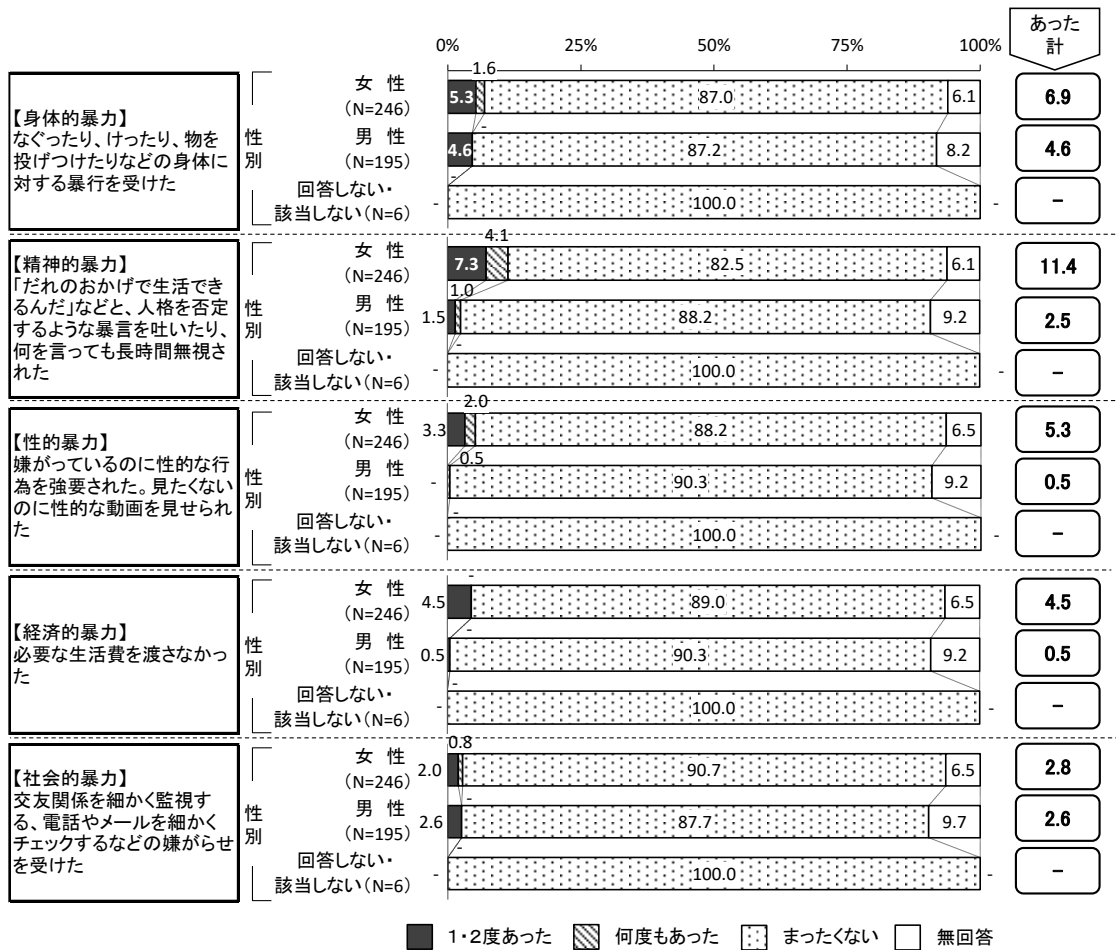
注: 『受ける』は、「引き受ける」+「なるべく引き受ける」の合計
『断る』は、「断る」+「なるべく断る」の合計

資料: 筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

(6) 女性への暴力について

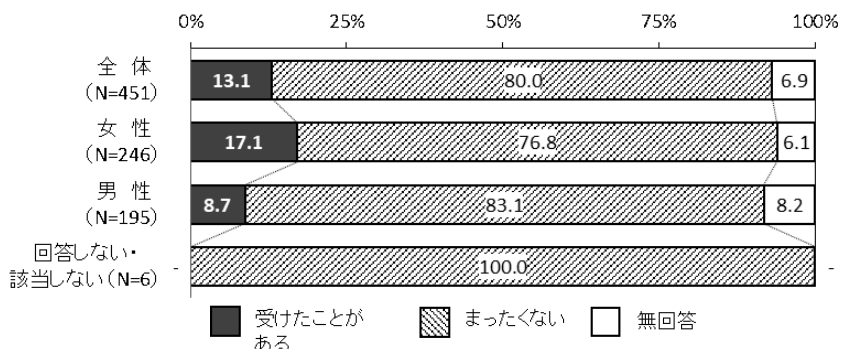
これまでDVを受けた経験については、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」のいずれも女性の方が、男性より受けたという割合が高くなっています。特に「精神的暴力」が女性では高くなっており、「社会的暴力」では男性も女性と同じ程度に受けています。また、5種類の暴力のいずれか一つでも受けた経験がある人は13.1%で、女性の「受けたことがある」は17.1%と男性の8.7%より8.4ポイント高くなっています。

図表2-2-7 暴力を受けたこと[性別]



注：『あった』は、「1・2度あった」+「何度もあった」の合計

図表2-2-8 暴力を受けたこと(まとめ)[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

3

中学生調査結果からみた現状

第5次プラン策定のために、中学2年生を対象として男女平等に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画の施策推進の基礎資料を得ることを目的として本調査を実施しました。

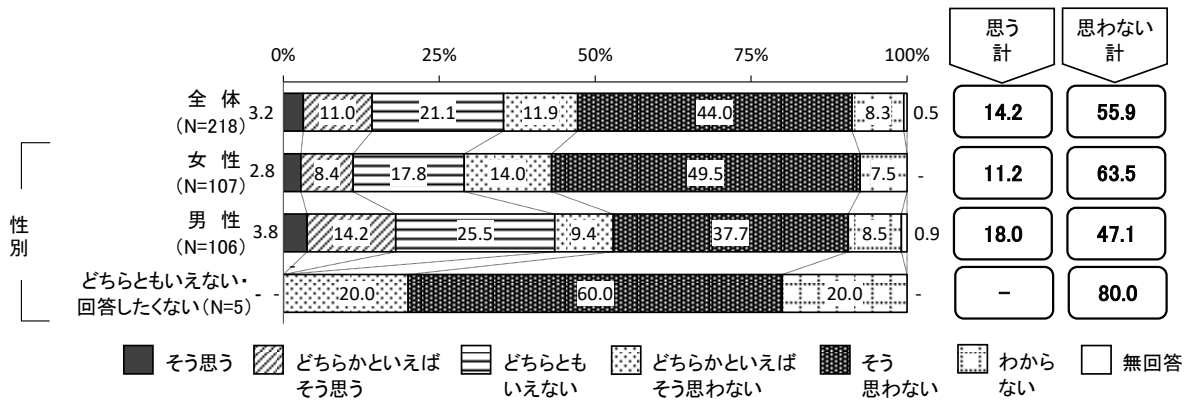
■調査の性格

- (1) 調査対象 町内中学校の2年生270人
- (2) 調査方法 インターネット回答
- (3) 調査期間 令和7年2月10日～2月20日
- (4) 回答率 有効回答数218人(回答率80.7%)

(1) 固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、『そう思う』は14.2%で、『思わない』は55.9%となっています。「どちらともいえない」21.1%、「わからない」8.3%でした。特に、女子生徒では『思わない』は63.5%、男子生徒では47.1%で、男子生徒が16.4ポイント低くなっています。男子生徒では「どちらともいえない」が25.5%と、女子生徒より7.7ポイント高くなっています。固定的性別役割分担意識について、女子生徒の方が否定的で、男子生徒では考え方を留保する傾向がみられます。

図表2-3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]



注: 『思う』は、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計
 『思わない』は、「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料: 筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

(2) 学校や家庭における男女共同参画について

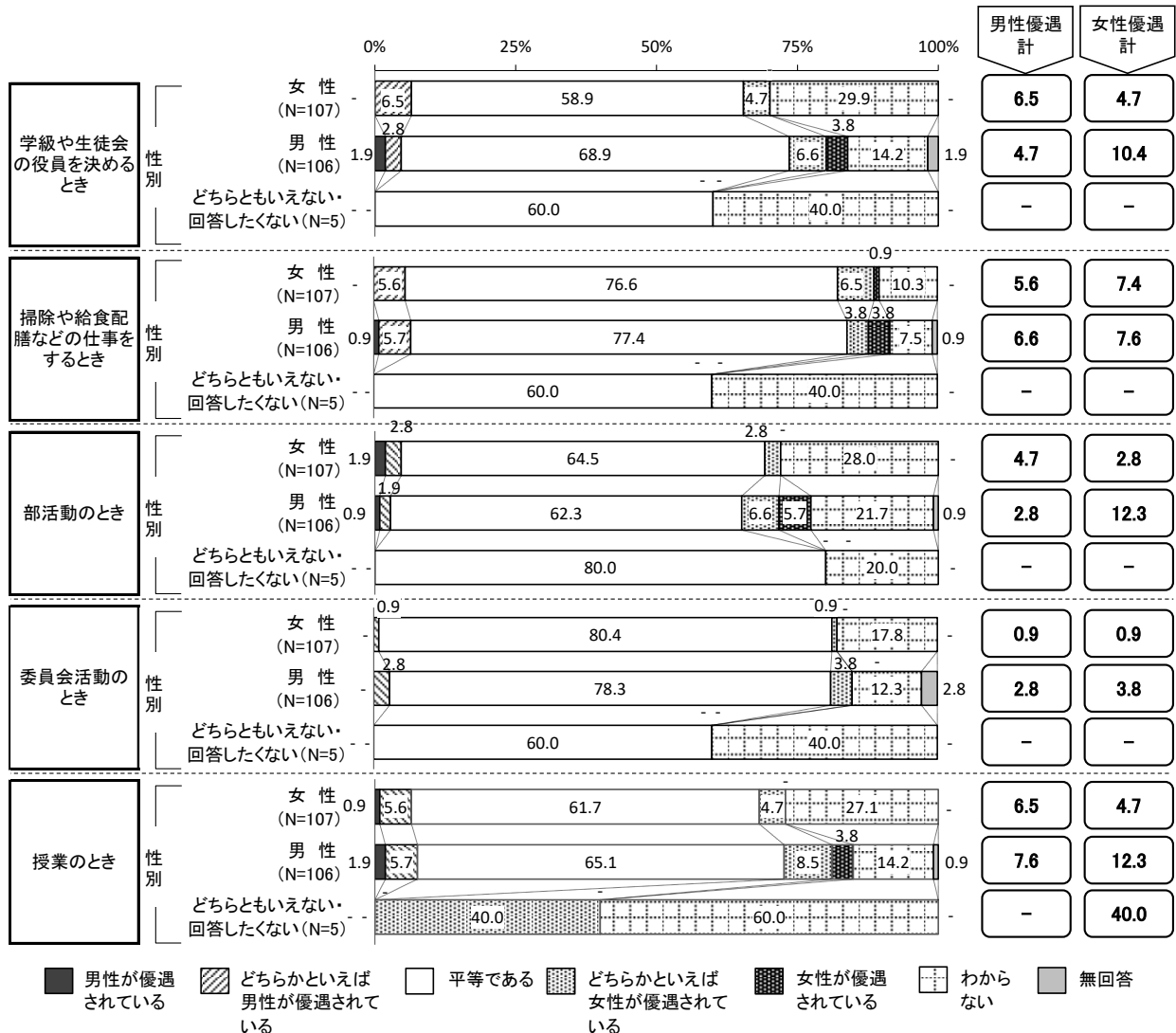
①学校生活の場における男女の平等感について

学校生活の5つの場における男女の平等感については、「平等である」という回答は、「委員会活動のとき」が男女ともに約8割で最も高く、次いで「掃除や給食配膳などの仕事をするとき」が、男子生徒も女子生徒も7割半ばで高くなっています。「学級や生徒会の役員を決めるとき」

は女子生徒では約6割で最も低く、男子生徒は約7割で3番目に高い項目で、最も男女の差が大きくなっています。「部活動のとき」「授業のとき」は男女とも6割を超えています。

『女性優遇』という回答は、男子生徒は5つ全ての場面で女子生徒より高くなっています。

図表2-3-2 学校生活の場における男女の平等感について[性別]



注：『女性優遇』は、「女性が優遇されている」+「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計
『男性優遇』は、「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計

資料：筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

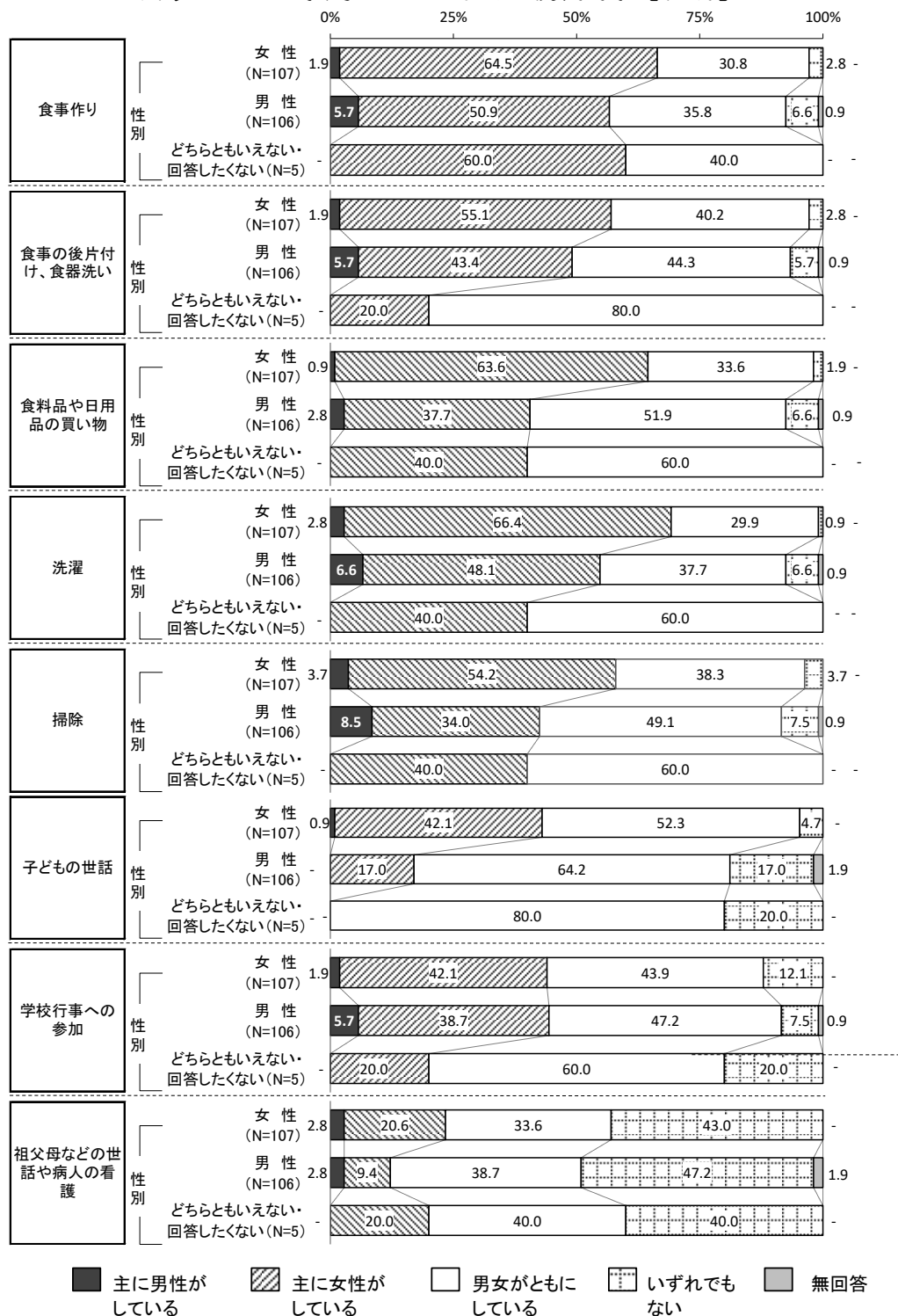
②家庭における男女の役割分担

家庭内の5つの家事について、「主に女性がしている」は、5つすべてで男女とも高くなっていました。特に洗濯や食事などは女子生徒の方が男子生徒より高くなっており、男子生徒では「男女がともにしている」という割合が高くなっていました。

また、「祖父母などの世話や病人の看護」や「こどもの世話」といったケア役割についても、「主に女性」は、女子生徒は男子生徒より割合が高く、「男女がともにしている」という割合は男子生徒が女子生徒よりも高くなっていました。家庭における家事やケア役割の担い手は、女子

生徒にとっては主に女性、男子生徒にとっては男性も参画しているという、性別によって認識が異なる傾向がうかがえます。住民意識調査でも、家庭内の家事は女性の方が「主に女性」という認識が高く、家事は女性の仕事という認識は女子生徒にも共通している状況があります。

図表2-3-3 家庭における男女の役割分担 [性別]



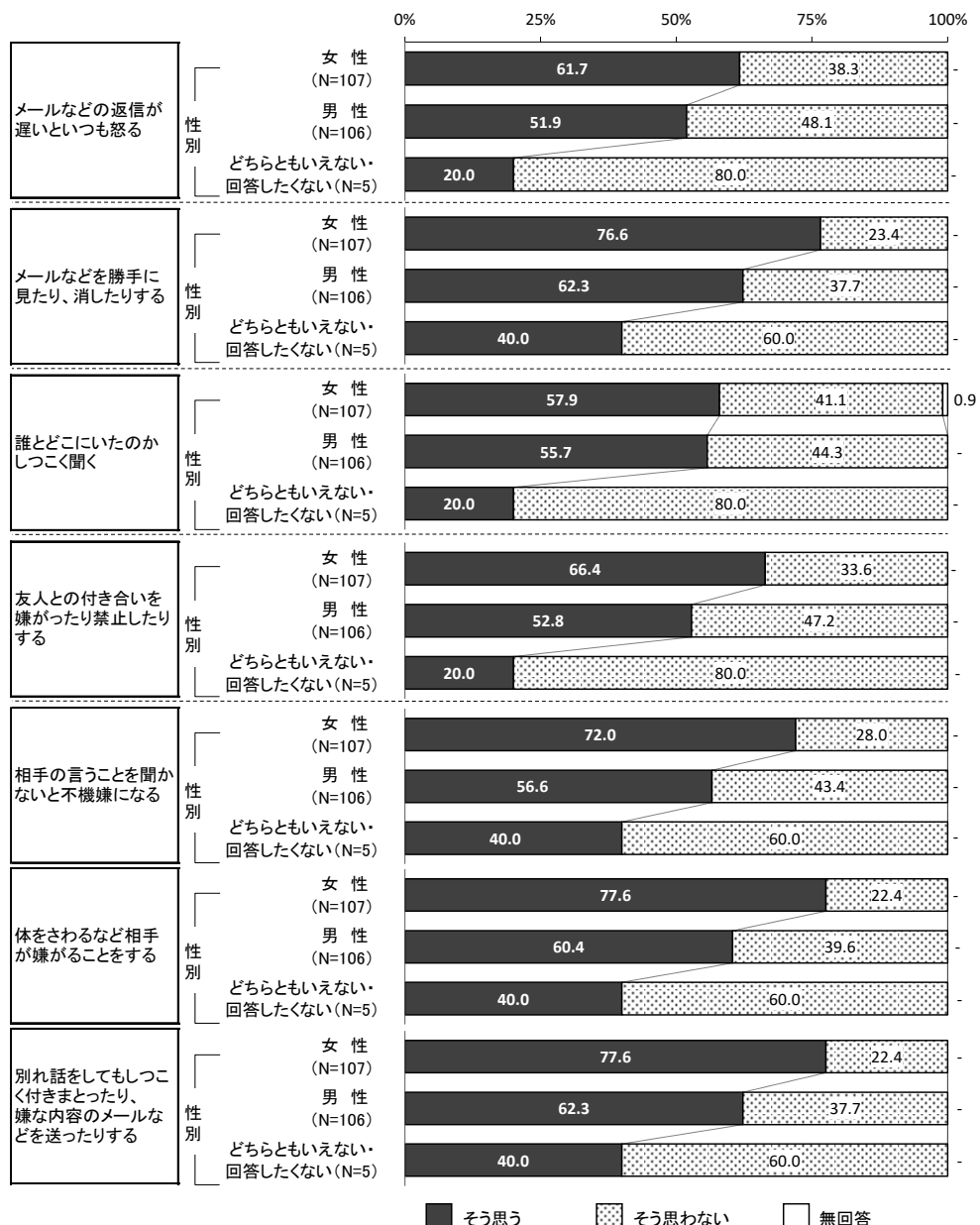
資料：筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

(3) 交際相手との関係について

①恋人同士間で行われた時に暴力と思うもの

恋人同士で行われる暴力、いわゆるデートDV^(※)にあたる行為について暴力と思うかどうかを尋ねたところ、すべてのデートDVに対し女子生徒の方が男子生徒よりも「そう思う」が高く、暴力に関する認識は女子生徒の方が高いことがわかりました。特に、「体をさわるなど相手が嫌がることをする」という行為は、身体的暴力であることが明白ですが、「そう思う」は男子生徒の方が女子生徒よりも17.2ポイントも下回り、問題といえます。「相手の言うことを聞かないと不機嫌になる」「別れ話をしてもしつこくつきまったり、嫌な内容のメールなどを送ったりする」などの精神的暴力についても男子生徒の方が女子生徒より低くなっていました。恋人同士であっても暴力は許されないという理解についてはさらなる啓発が求められ、特に若年男性の意識を高める必要があります。

図表2-3-4 恋人同士間で行われた時に暴力と思うもの[性別]



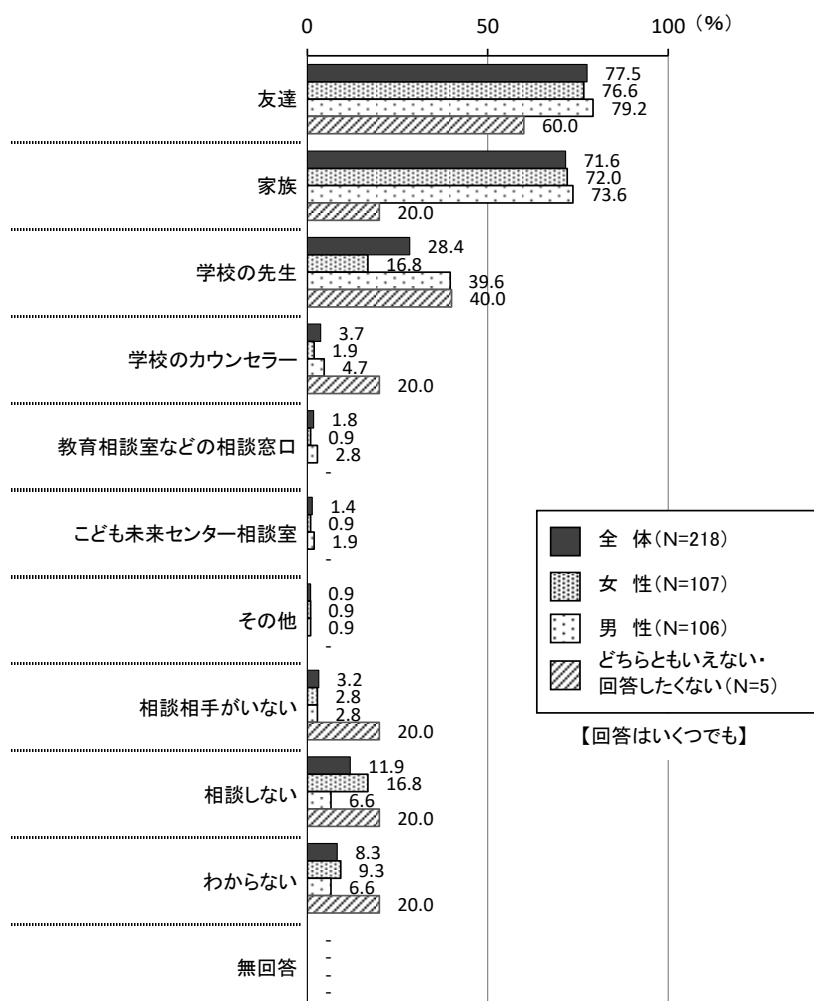
資料：筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

②困ったときの相談先

困ったときの相談相手について「友達」77.5%と「家族」71.6%が高くなっています。「学校の先生」は28.4%、「相談しない」は11.9%となっています。

性別で見ると、女子生徒は「友達」76.6%、「家族」72.0%、「学校の先生」が16.8%で、「相談しない」も16.8%と高くなっています。男子生徒は「友達」79.2%、「家族」73.6%、「学校の先生」39.6%が高く、「相談しない」と「わからない」が6.6%、「相談相手がいない」は2.8%です。

図表2-3-5 困ったときの相談先[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する中学生調査」(令和6年度)

第3章 プランの基本的考え方

第3章 プランの基本的考え方

1 プランの基本理念(将来像)

我が国では日本国憲法において、すべての国民は個人として尊重され、法の下に平等であり、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であるとされています。だれもが、性別に関わりなく差別されることのない平等な存在です。

本町においても、性別等によって差別や困難に直面することがないように、一人ひとりの個性や能力が存分に発揮できる環境整備を行い、活力ある社会を実現していかなければなりません。

すべての住民が自らを誇り、それぞれの性を尊重し、対等なパートナーシップのもと、自分らしく、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を目指して、「ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町」を基本理念(将来像)に掲げて、本町の男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町

2 プランの基本目標

本プランにおいて本町の目指す基本理念(将来像)の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げて取組を進めます。

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

社会や文化の中で作られた「男性らしさ、男性らしいあり方」「女性らしさ、女性らしいあり方」を「ジェンダー(社会的性別)」といい、人の生き方や可能性を制限し、不平等を生み出すことがあります。「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識にジェンダー意識は代表されません。

住民意識調査では、固定的性別役割分担意識は全体的には解消される傾向となっていました。家庭内の家事は主に女性が担っていると約8割が認識しており、中学生調査でも、家事は女性が担っているという認識は高く、女子生徒の方が男子生徒よりもその傾向は強くなっていました。意識の面では「男は仕事、女は家庭」が解消されたとしても、実態の面では女性が家事を担っており、こどものいる共働き世帯の割合が高くなっていることから、女性の負担感が大きくなるおそれがあります。また、住民意識調査では「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」を『男性優遇』と感じる割合は7割を超えていました。

ジェンダー平等社会の実現に向けて、性別役割分担意識の払拭のみならず、行動面において家庭や学校、職域、地域など様々な場における男女共同参画の推進につながる啓発を進めます。そのために、社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、教育現場や生涯学習の場などで広報・啓発、また研修等を実施し、あらゆる年代において男女共同参画の意識づくりを推進します。

■主要課題1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

■主要課題2 男女平等教育の推進

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

社会の急激な変化に対応し、町政や地域コミュニティの課題を解決するためには、政策や方針の決定の場に、性別や年齢などの属性に関わらず、様々な人が参画し、多様な視点や立場からの意見が反映されることは不可欠です。

地域活動や町政など、様々な場において多様な視点や立場からの意見が反映されるように、政策方針決定過程へ性別にかかわらず誰もが平等に参画できるまちづくりを目指します。これまでの取組に引き続き、男女共同参画の視点による地域活動や住民団体活動を支援していきます。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域への情報提供、啓発を通じて、女性の登用促進に向けて取り組みます。また、多様化する住民のニーズを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた地域における防災体制を促進します。女性が決定の場に参画する必要性を啓発し、女性の意識改革を進めるとともに、審議会等への女性の参画に向けて、人材の育成に努めます。

- 主要課題1 地域における男女共同参画の推進
- 主要課題2 政策方針決定の場への女性の参画推進

基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

女性活躍推進法では、職業生活において女性が本来持っている能力と個性を十分に発揮できるような労働環境への改善が求められています。また、男女共同参画や女性活躍の視点を家庭や地域等生活の場にも広げることが重要であるとされています。さらには、国の第4次男女共同参画基本計画以降、男性の長時間労働を前提とし、既婚女性は家計補助的な働き方を選ばざるを得ないという、高度経済成長期に形成された男性中心型労働慣行の見直しが進められてきました。

性別に関わりなく、家事や育児・介護などのケア役割、地域活動、自己研鑽などを、仕事と両立できるワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性が、職業生活において能力を発揮し決定の場に参画できるよう、就労の場における各種法制度の周知・啓発を行うとともに、誰もが働きやすい環境づくりに向けた啓発を行います。また農業・商業者等への支援として男女ともに起業・創業するための育成・支援等を行います。

- 主要課題1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進
- 主要課題2 女性の職業生活における活躍の推進

基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できるくらしづくり

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。DVやセクシュアル・ハラスメント^(※)など、性に関わる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、生涯にわたり身体的・精神的・社会的・性的に良好な状態で過ごせることは人権であり、男女共同参画社会の根幹ともなります。さらには、ひとり親世帯や高齢者、障がい者などは、周囲の偏見や無理解によって弱い立場に置かれやすく、女性であることでさらに困難な状況になりがちです。令和6年(2024年)に施行された女性支援新法では、女性が抱える問題の多様化、複雑化に対応するために市町村には最も身近な相談先としての役割と必要な支援の包括的な提供を求められています。

しかしながら、住民意識調査では、DV被害の経験がある人が一定程度あり、その割合は女性の方が男性より高くなっていました。中学生調査では、男子生徒の方が女子生徒よりDV行為に対して暴力という認識が低い傾向にあります。DVやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメント等の人権侵害根絶に向け、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組みます。男女が対等なパートナーとして、女性の妊娠・出産に伴う健康や女性の自己決定権が尊重され、また、男性自身の健康への関心が高まるよう、意識啓発や支援に取り組みます。性による差別的行為や人権侵害を根絶し、様々な困難を抱える女性たちや性的少数者が安心して暮らせる社会を目指して、多様な支援の取組を進めます。

- 主要課題1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護
- 主要課題2 男女の生涯を通じた心身の健康支援
- 主要課題3 さまざまな困難を抱える人々への支援

筑前町男女共同参画推進条例の基本理念

平成18年3月14日条例第1号

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会を確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (5) 教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6) 男女が、生涯にわたり対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

3







プランの体系

将来像	基本目標	主要課題	基本施策	
ともに支えあい 笑顔あふれる 筑前町	Ⅰ 男女が互いに尊重しあう 意識づくり 条例の基本理念 (1)、(5)、(8)	1 ジェンダー平等社会の実現に 向けた意識改革	(1) ジェンダー平等に関する情報の収集と広報活動 (2) ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発	
		2 男女平等教育の推進	(1) 学校等における男女平等教育の推進 (2) 教職員、社会教育指導者等への意識啓発	
	Ⅱ 男女がともに支えあう まちづくり 条例の基本理念 (2)、(3)	1 地域における 男女共同参画の推進	(1) 地域社会活動への男女共同参画の促進 (2) 地域防災における男女共同参画の推進	
		2 政策方針決定の場合の 女性の参画推進	(1) 女性リーダー等の人材の育成推進 (2) 各種審議会等への女性参画の推進	
	Ⅲ 男女がともに 多様な生き方を選べる 環境づくり 条例の基本理念 (3)、(4)	1 男女のワーク・ライフ・バランスの 推進 (女性活躍推進法)	(1) 子育て、介護と就労との両立支援 (2) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進	
		2 女性の職業生活における 活躍の推進 (女性活躍推進法)	(1) 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進 (2) 女性の職業能力開発と就業・起業支援	
	Ⅳ 男女がともに 豊かで安心できる くらしづくり 条例の基本理念 (6)、(7)	1 あらゆる暴力の排除と 被害者の保護 (DV防止法)	(1) DV被害者支援体制の充実 (2) あらゆる暴力や性犯罪等防止に向けての啓発 (3) ハラスメント防止に向けた啓発	
		2 男女の生涯を通じた 心身の健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援 (2) 母性の保護と母子保健対策の推進	
		3 さまざまな困難を抱える人々 への支援 (女性支援新法)	(1) 高齢者・障がい者等が 充実した生活をおくるための支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 困難な問題を抱える女性等への支援	
	男女共同参画プランの推進			

















4 プランとSDGsとの関連性

SDGsは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な社会をめざして、令和12年（2030年）までに達成すべき17のゴール（目標）です。本町においてもゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめとして基本目標と関連するゴールの視点を踏まえて、男女共同参画の取組を推進していきます。

■ 本プランと関連するSDGs

	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

■ 基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するSDGs
基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり	  
基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり	  
基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり	   
基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できる暮らしづくり	    
男女共同参画プランの推進	



「食の都ちくぜん」マスコットキャラクター“ちくちゃん”

第4章 プランの内容



第4章 プランの内容

1 重点的取組と成果指標

第5次筑前町男女共同参画プランにおいて、これまでの取組や住民意識調査結果、中学生調査結果及び審議会による提案と検討を踏まえて、以下の項目について重点的に取り組みます。

1. 住民の理解を深める啓発活動の継続的な推進

(1) 性別や年代別等それぞれに応じた啓発の内容・方法の工夫

固定的性別役割分担意識の解消に向けて、特にこの意識が根強く残っている高齢者層や中高年者層に対しては、関心の高いテーマによる啓発内容や開催時期等を工夫し、また若年層に対してはアニメやSNSの活用、男性の育児参画や若者の地域参画などテーマを絞ったイベントの企画など、幅広い層のそれぞれに関心を高める取組を進めます。

(2) 男女共同参画センター「リブラ」の活用

「リブラ」では、これまで男女共同参画についての理解促進を図るための啓発や女性の就業・起業支援講座、DV被害者等への相談・支援などを実施してきました。令和8年度（2026年度）から、国の「独立行政法人男女共同参画機構（旧国立女性教育会館）」は、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を支援する「センターオブセンターズ」としての機能を果たすこととなります。今後は、男女共同参画機構や県の男女共同参画推進センター「あすばる」との協働を進め、「リブラ」の機能を拡充して、若年層に向けた企画を検討するなど、本町の男女共同参画の啓発活動拠点としての機能を高めます。

2. 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 地域の意思決定の場に女性が参画する取組の推進

地域では、区長や役員をほとんど男性が占めており、女性の参画が進んでいない状況です。地域活動の活性化のためには、意思決定の場で提案できる女性が増えることや、働く世代の男女が活動を担うなど、地域活動の担い手の多様化が求められます。

今後は、県と連携しながら女性の地域リーダー育成事業に取り組みます。また、女性の参画を進めるために工夫している自治会などの事例を広く周知します。

(2) 地域に根強い固定観念の解消を目指す

住民意識調査の結果では「地域の役員はほとんど男性になっている」「地域活動は男性が取り仕切る」割合が高く、地域には男性を優位とする固定観念は根強いといえます。地域の文化や産業形態などの特徴に合わせて、男女共同参画の意義が伝わるような啓

発を進めていきます。共働き世帯が参画できるような地域活動のあり方の変革に向けても働きかけていきます。

3. 推進体制の充実

男女共同参画推進に関する施策は、教育、福祉、労働、防災など広範で多岐にわたっており、男女共同参画推進に関わる施策は全庁的に取り組む必要があります。そのため、すべての職員が男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう、職員に対する意識啓発を進めます。また、実施した事業の結果については、男女で異なる影響や効果を把握するために、関連するデータの性別による結果を把握してジェンダーの視点で分析し、施策の見直しにつなげます。

■成果指標

本町の男女共同参画社会づくりの着実な推進に向けて、本プランの成果指標を以下のとおり設定します。成果指標は年度ごとに各施策の達成状況とともに評価を行い、さらに第5次プランの最終年度に総合的な評価を行います。

基本 目標	指標名	実績値 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
I	①「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	77.8%	90%
I	②筑前町男女共同参画推進条例の認知度(知っている割合)	13.1%	20%
I	③町の政策に女性の意見が反映されていると思う人の割合	23.3%	50%
II	④各種審議会などの女性登用率	41.4%	45%
II	⑤男女共同参画(ジェンダー平等)のまちづくりの醸成に関する満足度	24.9%	30%
II	⑥町職員における管理職に占める女性の割合	23.8%	20%
II	⑦自治会の役員に占める女性の割合	17.9%	45%
III	⑧町職員における男性の育児休業取得率(2週間以上の取得率)	71.4%	85%
III	⑨町実施のパパママ教室参加者に占める男性の割合	50.0%	50%
III	⑩乳幼児の子育てを夫と妻が同じ程度に分担している人の割合	9.6%	20%
III	⑪子育て応援宣言企業数	18件	28件
IV	⑫DV被害について「相談しなかった(できなかった)人」の割合	40.7%	20%
IV	⑬暴力や様々な悩みの町相談窓口(町委託も含む)の認知度	89.1%	95%

注:成果指標の①、②、③、⑤、⑩、⑫、⑬は、令和7年(2025年)の住民意識調査結果より

④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪は、筑前町調べ

2 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重しあう意識づくり

主要課題1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革

【現状と課題】

国や県では国際社会と連動しながら、男女共同参画を推進する様々な取組が進められてきました。本町においても、条例に基づき、多様な施策に取り組んできました。しかしながら、ジェンダー平等社会が実現したとは言い難い状況にあります。

住民意識調査によると、社会全体における男女の地位の平等感について、「平等」と回答した者の割合は11.1%、「どちらかといえば平等」を含む『男性優遇』と回答した者の割合は72.0%に上ります。また、社会通念や慣習・しきたりなどを『男性優遇』と考える割合は男女とも7割に達しています。男性が優遇される社会は、生活困窮や性的搾取などにより女性が困難な問題を抱える状況を生み出します。さらに、条例の認知度は4割を超えとはいえ半数に満たず、関心が低い傾向があります。これらの背景には、長年にわたり社会の中で形成されてきた固定的性別役割分担意識やジェンダーに基づく偏見（バイアス）があげられます。一人ひとりが自身の性別による固定観念や偏見に気づき、ジェンダー平等社会の実現に向けた行動に結びつくような啓発が求められます。

【方針】

ジェンダー平等に関心の低い層にも働きかけるように、年齢や性別など対象に合わせてきめ細かく情報提供の仕方を工夫し、SNSなども積極的に活用します。年齢層等に応じて参加しやすい学習機会を設定し、町主催の講演会等には子育て中の住民も参加しやすいよう託児を実施します。家事や育児などに男性が参画する意義への理解が深まるような実践的な講座を開催します。条例や法律などの認知が高まるよう、様々な機会を活用して周知に努めます。さらに、国際的なジェンダー平等の推進状況などを周知していきます。

町の広報や出版物については、公共性や信頼性が高く影響が大きい傾向にあり、ジェンダー・バイアス（偏見）にとらわれない表現が求められるため、「筑前町男女共同参画の視点からの行政刊行物作成の手引き」の活用を組織内に働きかけます。

基本施策1 ジェンダー平等に関する情報の収集と広報活動

No.	具体的事業	事業内容	担当
1	「筑前町男女共同参画推進条例」の周知徹底	条例について、様々な機会を利用し情報発信を行い、住民への周知徹底を図ります。	企画課・リブラ
2	町広報紙やホームページ等による情報提供	ジェンダー平等に関する情報収集や発信を行います。町広報紙やホームページなど様々な媒体を通して住民にわかりやすい情報提供を行います。	人権・同和对策室 企画課・リブラ
3	男女共同参画の視点からの広報紙等作成	広報紙やホームページ、行政刊行物等の作成にあたっては、ジェンダーにとらわれない表現となるよう、ガイドラインについて周知・活用を促進し、男女共同参画の視点にたった広報等の作成を行います。	企画課・リブラ 総務課
4	男女共同参画社会の実現に向けた図書等の充実	男女共同参画、女性の人権、ジェンダーに関する図書や資料の充実を図ります。また、定期的にポスターやチラシの配架などとともに関連図書のコーナーを設置して住民への情報提供を行います。	生涯学習課 (図書館)

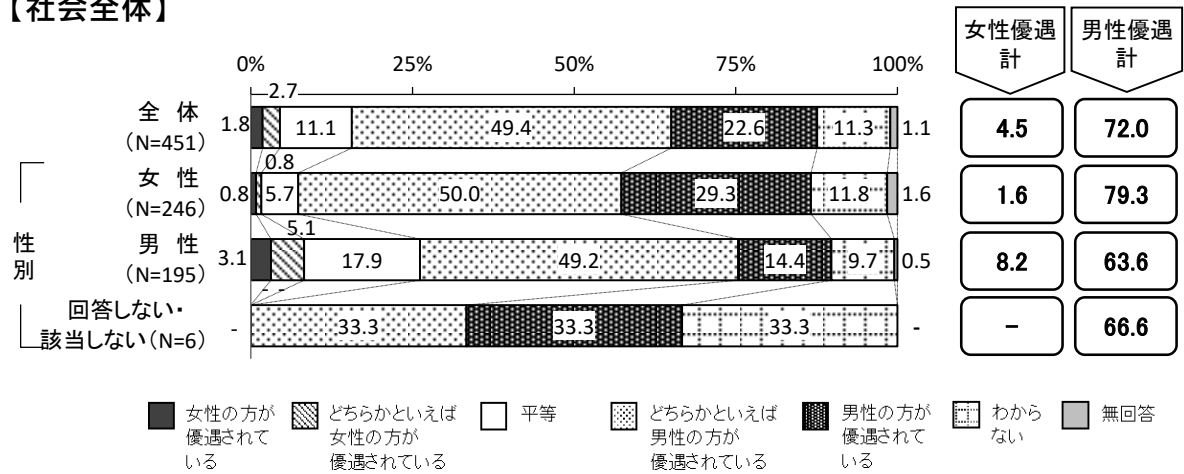
基本施策2 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識啓発

No.	具体的事業	事業内容	担当
5	男女共同参画に関する講演・研修会等の開催	男女共同参画に関する様々なテーマによる講演や学習会等を開催します。また、多くの住民が男女共同参画の学習機会を得られるように会議の開催にあわせてミニ講座を実施する等工夫します。	企画課・リブラ 人権・同和对策室
6	団体等の学習に対する支援	地域や各種団体等で行う男女共同参画に関する様々なテーマによる講座や学習会等の取組を支援します。	企画課・リブラ
7	主催事業における託児の実施	子育て世代の積極的な参画を促進するために、町主催事業の学習会、講演会等で、必要に応じて託児を実施します。	関係課
8	男性の生活自立支援のための講座等の実施	男女共同参画の視点から男性の生活的自立を支援するため、料理教室や家事講座、介護に関するセミナー等を開催します。今後、若い世代や子育て世代が参加しやすいよう内容や方法を検討します。	企画課・リブラ
9	国際的な視点による情報収集と提供	男女共同参画に関する国際的な情報を広報紙等で広く住民へ周知し、意識啓発を図ります。	企画課・リブラ

《参考データ》

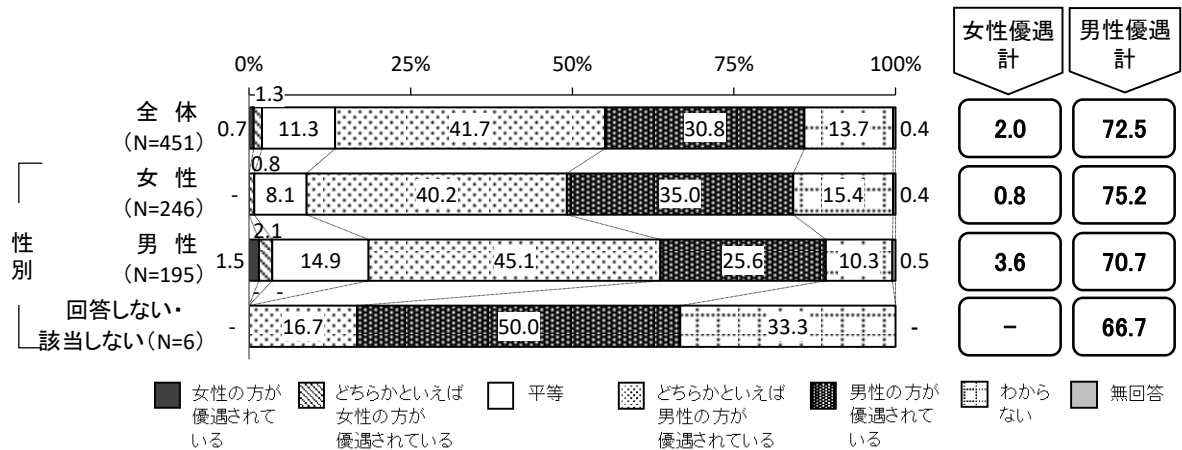
●男女の地位の平等感[全体、性別](再掲)

【社会全体】



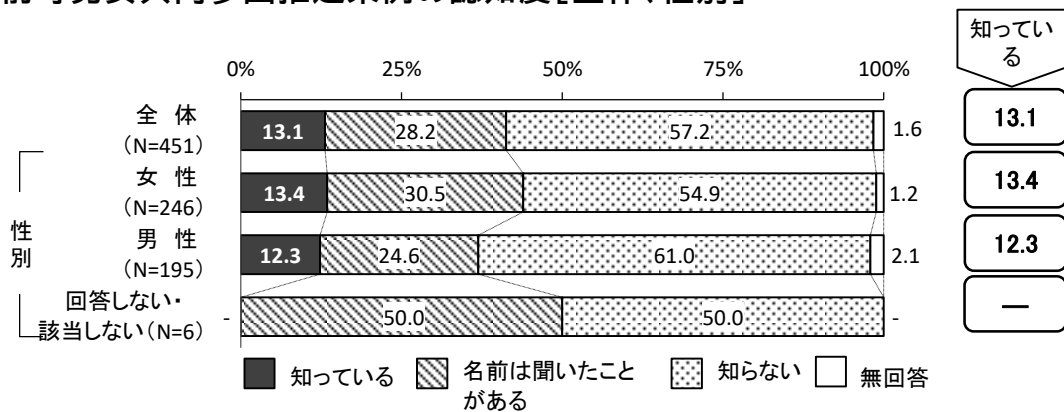
注: 『女性優遇』は、「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計
 『男性優遇』は、「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

【社会通念・慣習・しきたり】



注: 『女性優遇』は、「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計
 『男性優遇』は、「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

●筑前町男女共同参画推進条例の認知度[全体、性別]



資料:筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

主要課題2 男女平等教育の推進

【現状と課題】

ジェンダー平等意識や性別役割分担に関する固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成され、こどもたちの進路選択など将来設計に影響を与えます。こどもの未来を拓くために、教育関係者や家族などのこどもの周りにいる大人たちが男女共同参画の理念を理解し、固定的な性別役割分担意識を植え付けないようにすることが重要です。

住民意識調査によると、男女共同参画を進めるために学校教育の場で力を入れることとして、「個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行うこと」を求める人は7割いますが、前回調査より割合が減っていました。中学生調査の「男は仕事、女は家庭」という考え方について（固定的性別役割分担）の問いでは、反対派は女子生徒が6割を超え、男子生徒が5割に至らず「どちらともいえない」と考え方を留保する傾向がみられ、性別役割にとらわれている可能性が示唆されました。

こどもに関わる大人たちが、こどもたちにジェンダーによる偏見を植え付けず、自身の可能性を拓けるように、男女平等教育の重要性に関する啓発を進めなければなりません。

【方針】

学校での教育活動や保育活動において、男女平等の教育、人権教育を進めるとともに、LGBTQ+^(※)など性の多様性に関する理解などについても、学習機会を提供していきます。また、子育てや保育、教育に携わる保育士及び教職員等に対して、男女共同参画への理解を深める取組を積極的に進めます。社会教育においても、指導的立場にある関係者には、人権の視点から男女平等の意識を高めるような学習機会を提供していきます。

基本施策1 学校等における男女平等教育の推進

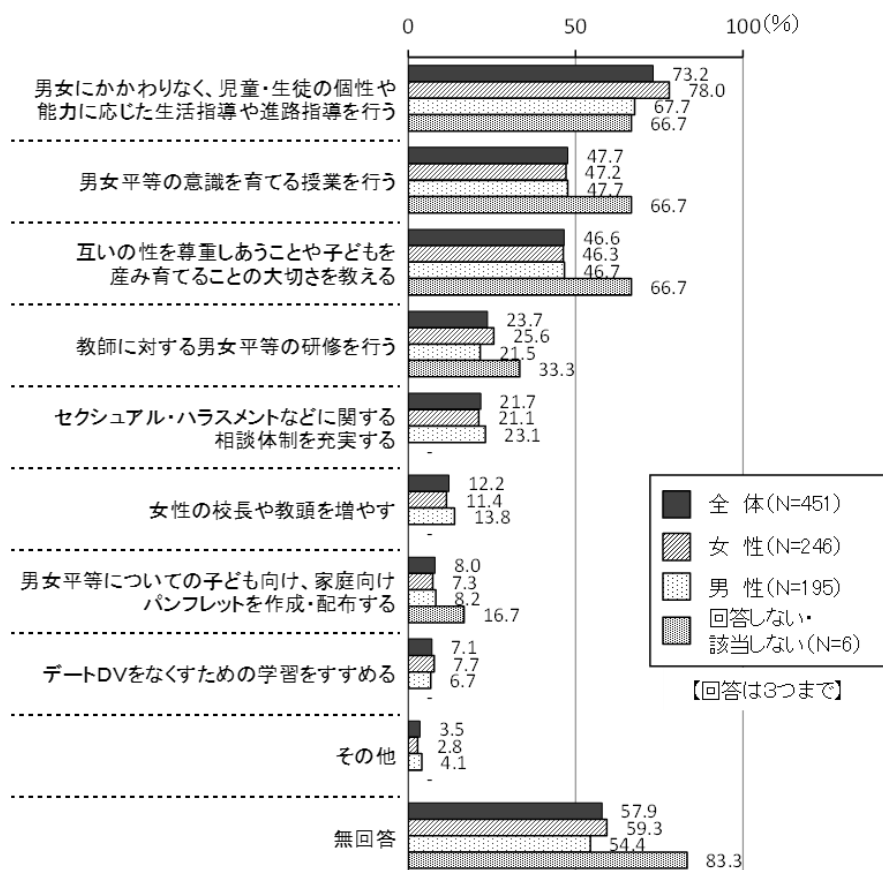
No.	具体的事業	事業内容	担当
10	ジェンダーにとらわれな い教育・保育の推進	個人の個性や能力を発揮できるよう、ジェンダー平等の視点による教育、保育を実施します。また、LGBTQ+など性の多様性や性差に関する理解を深める教育、保育を行います。	教育課 こども課
11	学校への出前講座による啓発活動の推進	男女共同参画の意識啓発を行うため、児童、生徒を対象にした出前講座の活用を推進します。	教育課
		児童、生徒に向けて、関係各課の連携により出前講座を行い、固定的な性別役割分担意識にとらわれな い男女平等の意識啓発を行います。	企画課・リブラ

基本施策2 教職員、社会教育指導者等への意識啓発

No.	具体的事業	事業内容	担当
12	教職員、保育士に対する研修への参画促進	教職員、保育士に対して県や団体、町等の男女共同参画に関する研修等について情報提供し、参画を促進します。	教育課 こども課
13	社会教育関係者に対する啓発	青少年育成町民会議、社会教育関係者に対して、講演会などを通じ、男女共同参画社会についての情報提供、啓発を行います。	生涯学習課

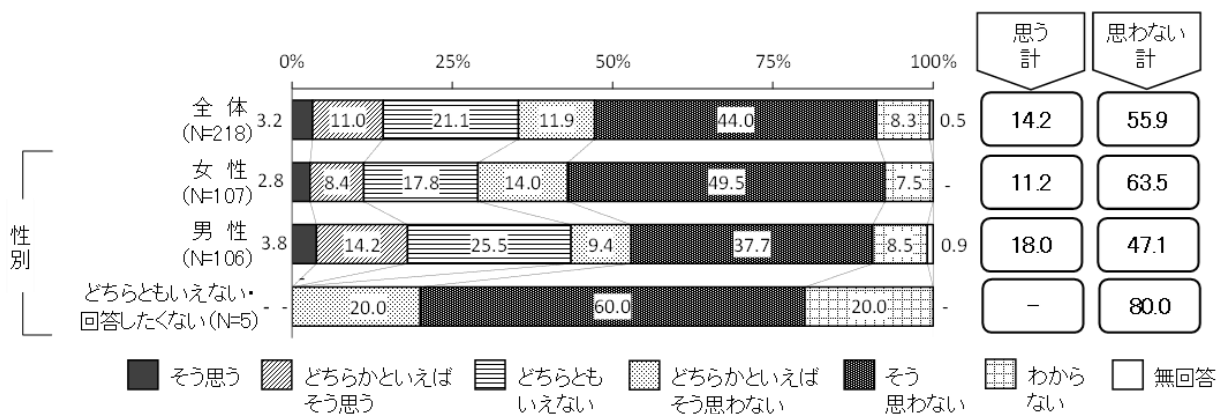
《参考データ》

●学校教育の場で重要なこと[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別] (中学生調査)(再掲)



注: 『思う』は、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計

『思わない』は、「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料: 筑前町「男女共同参画に関する中学生アンケート」(令和6年度)

基本目標Ⅱ 男女がともに支えあうまちづくり

主要課題1 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域コミュニティは、こどもの健全な育ちや老後の生きがいある暮らし、介護・育児・防災・防犯における助け合い等、人々の生活の重要な基盤です。地域社会で男女共同参画を実現し、あらゆる意思決定の場に住民同士が対等な立場で参画して、多様な考え方を生かすことは豊かな生活へとつながります。近年の大規模災害の発生や感染症の流行から、すべての人の生活が脅かされる非常時には、平常時の性別役割分担が反映されてしまい、配慮が必要とされる立場にある人々がより深刻な影響を受けることが明らかになりました。平常時から地域社会の意思決定の場への女性参画の重要性を啓発していかなければなりません。

住民意識調査によると、地域活動での男女の役割分担の現状について「地域の役員はほとんど男性になっている」「地域活動は男性が取り仕切る」割合が高く、依然として男性優位である状況がうかがえます。自治会長に推薦された場合、女性が断る割合は男性より高く、断る理由では「知識や経験の面で不安があるから」が高くなっており、男性優位の地域社会では女性がリーダーになるための経験不足も課題です。一方で「自治会役員」を引き受ける女性は「自治会長」よりも12ポイント高くなっており、役員として経験を蓄積できる可能性も示唆されました。

【方針】

地域活動では、男性優位な仕組みの見直しにつながるよう男女共同参画に関する啓発とともに、地域で活躍できる女性のリーダー育成を推進していきます。また、誰もが対等なパートナーとして方針決定の過程へ参画できるよう、地域団体、住民団体などへの活動支援を充実します。男女共同参画の視点で、地域の防災体制の促進に取り組みます。

基本施策1 地域社会活動への男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当
14	地域社会活動への男女共同参画促進	地域における役員選出等様々な地域社会活動において固定的性別役割分担や男女による差別が生じないよう啓発し、女性の参画を促進します。	企画課・リブラ
15	男女共同参画地域リーダーの育成	地域の様々な活動に参加している女性が、今後の女性リーダーとして活動を広げていけるよう支援します。	企画課・リブラ
16	男女共同参画に関する団体やグループ等の活動支援	男女共同参画に関する活動を行っている団体、グループについて、交流の場を提供する等活動を支援します。	企画課・リブラ

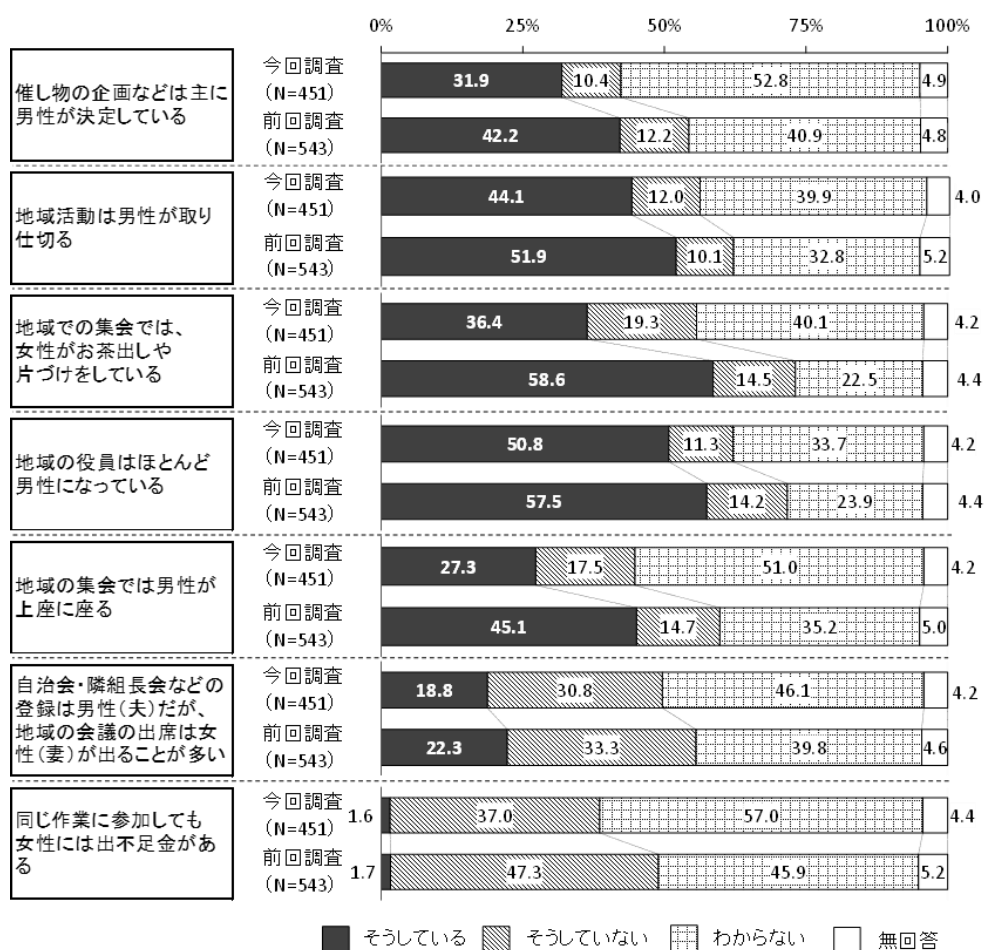
No.	具体的事業	事業内容	担当
17	社会体育指導者への女性の参画促進	スポーツ推進委員やスポーツ少年団等で指導者や委員への女性の積極的な参画を図ります。	生涯学習課

基本施策2 地域防災における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
18	地域防災活動での男女共同参画の促進	防災訓練や防災講座に女性の視点を取り入れた男女がともに参加する自主防災組織の活動を促進します。	環境防災課
		関係機関が開催する災害対応力講座の情報提供する等男女共同参画の視点にたった地域防災の活動を促進します。	企画課・リブラ
19	消防団への女性の参画促進	女性消防団への加入を促進し、防災活動への参画の拡大を図ります。	環境防災課

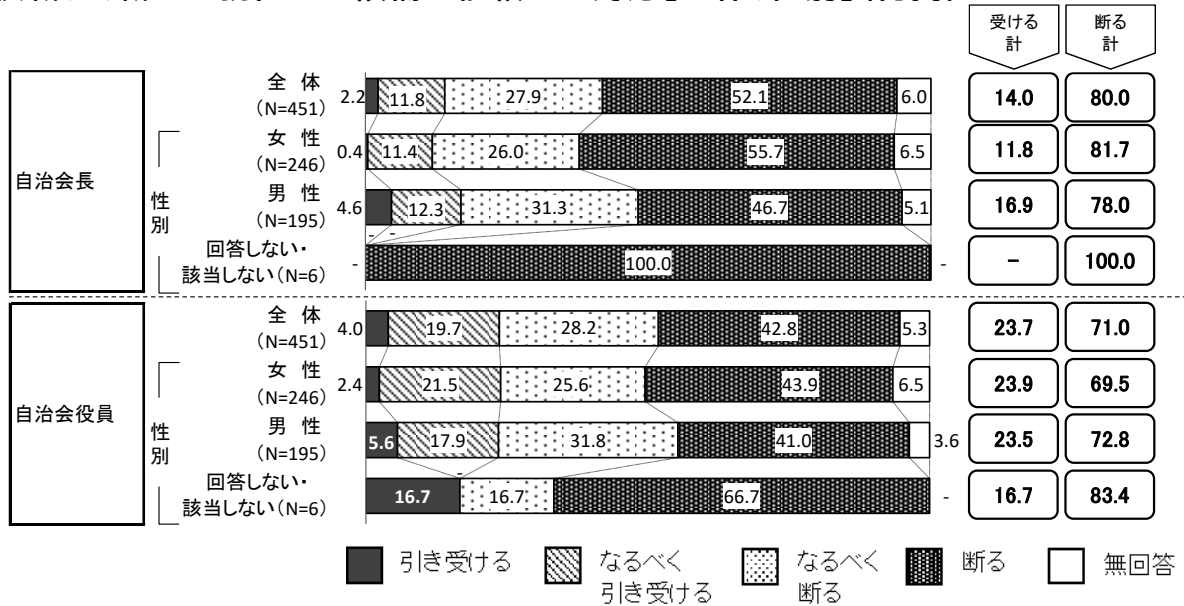
《参考データ》

●地域活動での男女の役割分担[全体](前回調査比較)(再掲)



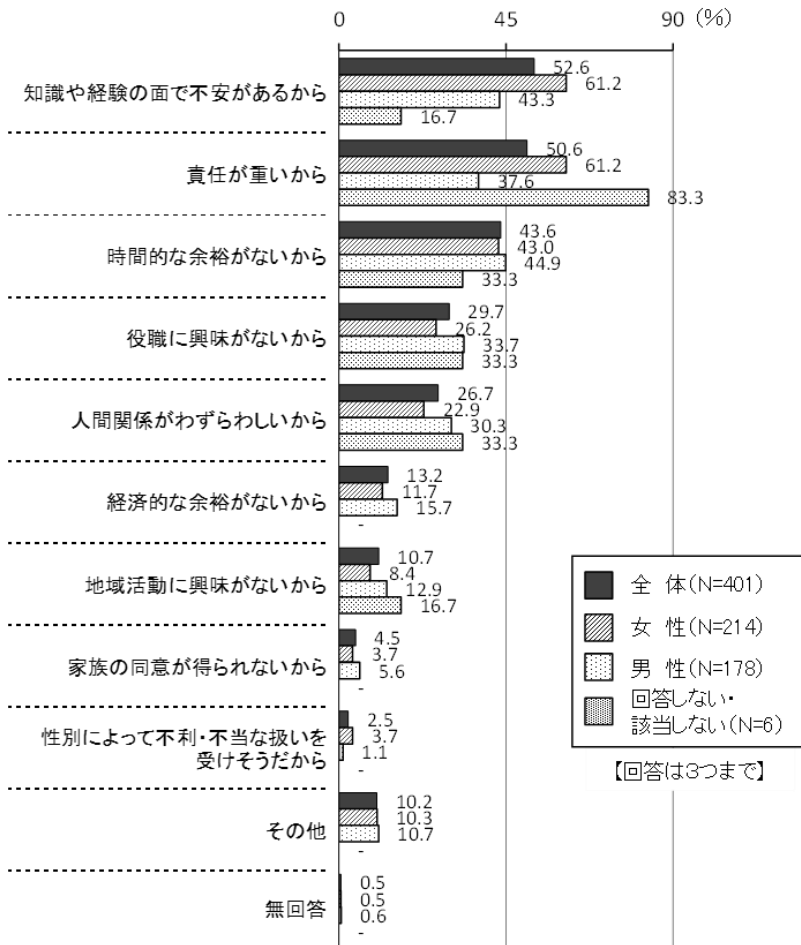
資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

●役職、公職への就任や立候補の依頼への対応[全体、性別](再掲)



注:『受ける』は、「引き受ける」+「なるべく引き受ける」の合計
『断る』は、「断る」+「なるべく断る」の合計

●役職、公職への就任や立候補の依頼を断る理由[全体、性別]



資料:筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

主要課題2 政策方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

国においては、国民一人ひとりの幸福（well-being）向上の点からも、経済成長の点からも、あらゆる政策決定の場への女性の参画は日本の課題としています。2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指しており、平成30年（2018年）には「候補者男女均等法」が制定されました。

条例第4条第4項では、「町は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクオータ制^(※)を規定するなど、男女がともに政策や、方針決定の過程に参画する機会を確保しなければならない。」と定めており、第4次筑前町男女共同参画プランでは、各種審議会等の女性登用率42%以上を目標値に設定しました。令和7年（2025年）4月現在の審議会等の委員に占める女性の割合は40.2%で目標に届いていません。今後も女性が政策・方針決定の場で活躍できる機会を維持し、女性委員の積極的な参画を継続していくことが重要です。

【方針】

政策方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、学習機会を提供するなど、女性たちが自身の能力を発見しその力を発揮できるようなエンパワーメントを目指します。また、地域団体や各種団体に対しては、女性が意思決定の場に参画する意義を啓発し、指導的地位に女性が就くことができるよう取組を進めます。審議会等委員の女性の割合について定期的に調査を行うとともに、審議会・委員会や地域の役員における女性の参画を進め、政策・方針決定の場への女性の参画の推進を図ります。

基本施策1 女性リーダー等の人材の育成推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
20	学習機会の提供	様々な場でリーダーとして活躍する人材の育成を目指して、女性の能力発見、スキルアップの学習の機会を提供し、交流を図ります。	企画課・リブラ
21	女性の人材に関する情報の収集と活用促進	各分野で活躍している女性について、講演会や広報紙での募集や各課や関係機関との連携による情報収集を通じて人材リストを拡充し、審議会等の委員としての活用を促します。	企画課・リブラ
22	地域や各種団体役員への女性の参画促進	地域や各種団体への男女共同参画の理解を広め、役員への女性の参画を促進します。	関係課

基本施策2 各種審議会等への女性参画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
23	各種審議会等への女性の積極的参画の促進	女性の意見を町政に反映させるため、委員公募制度など、審議会、委員会委員として女性の積極的な登用を促進します。また、女性の登用状況について毎年調査し、広報紙やホームページで公開します。	企画課・リブラ 関係課

No.	具体的事業	事業内容	担当
24	審議会等の委員に対する研修への参加促進	審議会等の女性委員、男性委員、地域の役員に向けて県や町が開催する講演会などの情報を提供し、参加を促進します。	企画課・リブラ

《参考データ》

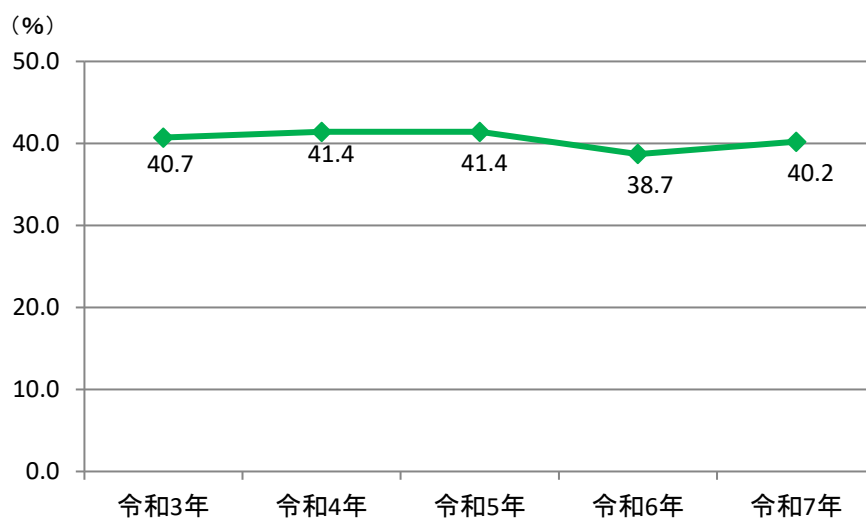
●地方自治法(第202条の3)にもとづく審議会等委員の女性の割合

審議会等名	委員総数 (人)		女性の割合 (%)	
	うち女性委員	うち男性委員		
審議会(6)	79	34	49	43.0
環境審議会				
市町村都市計画審議会 筑前町男女共同参画審議会 など				
委員会(10)	139	60	92	43.2
スポーツ推進委員会				
筑前町地域福祉計画策定委員会 筑前町みんなで創る郷づくり委員会 など				
協議会等(16)	207	77	110	37.2
国民健康保険運営協議会				
筑前町子ども読書活動推進協議会 筑前町学校運営協議会 など				
合計	425	171	251	40.2

※調査時点で休止している審議会委員会等は除く

資料:筑前町調べ(令和7年4月)

●審議会等における女性委員登用率の推移



※数値は各年4月現在

資料:筑前町調べ

基本目標Ⅲ 男女がともに多様な生き方を選べる環境づくり

主要課題1 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

条例第3条第1項第4号の基本理念では「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。」があげられています。また、条例第6条第2項では事業者の責務として「男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない」と定められています。

しかしながら、住民意識調査では、「育児休業制度、介護休業制度を利用しやすくするために必要なこと」として男女とも約8割の人が「職場の理解」をあげています。

本町においては、こどものいる家庭での共働き世帯の比率が県の平均より高いという特徴がみられ、性別に関わりなく子育てと仕事を両立できるよう施策を進めるため、令和7年(2025年)3月、「筑前町こども計画」を策定しました。今後はこれまで以上に、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要になってきます。

【方針】

町内の事業所や住民に対して、男性が家事や育児、介護に参画する重要性への理解が浸透するように講座等で啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度^(※)などの利用を促進し、働き方の見直しを推進します。また、関係部署と連携し、現状の町の子育て支援や介護に関する取組がワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、男女共同参画の視点で充実を図ります。

また、子育てや高齢者・障がい者(児)の介護を担っている人が性別にかかわらず相談できるよう、環境づくりを進めます。事業者に対しても育児・介護休業制度の普及促進のための情報提供を積極的に行います。

基本施策1 子育て、介護と就労との両立支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
25	育児・介護休業制度の普及促進	商工会等の関係団体と連携して国・県等の情報提供を行い、育児・介護休業制度の普及促進に努めます。	農林商工課
26	仕事と育児の両立支援 保育サービスの充実	子育て家庭の多様な保育ニーズに対応できるよう、こども計画に基づいて保育サービスの充実を図ります。	こども課

No.	具体的事業	事業内容	担当
27	子育てに関する相談支援体制の整備	子育てに関する悩み等に対応するため、子育て支援センター等での相談支援とともに関係機関と連携して体制の充実を図ります。	こども課
28	子育てにおける男女共同参画の推進	子育て支援情報紙や広報・ホームページ等で子育てに関する情報を提供します。また、母子健康手帳交付時やパパママ教室、乳幼児健診等の場において、保健師や助産師、栄養士等による指導と助言を行い、男女がともに子育てに参加していくことに対する意識向上を図ります。	こども課
29	介護支援の充実	介護保険制度とサービスの周知を行うとともに、個別のニーズに応じた相談と支援を行います。要介護・要支援の状態にあっても安心して暮らすことができるよう利用しやすいサービスの充実に努めます。	福祉課
30	高齢者のいる家族への支援	複雑化した様々な問題を抱える高齢者世帯の負担軽減となるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携し、ニーズに応じた支援を行います。	福祉課
31	障がい者(児)への支援	障がい者(児)や家族の多様なニーズに対応するため関係機関と情報を共有し連携を図りながら支援を行います。また、制度や相談機関等についての周知を充実します。	福祉課

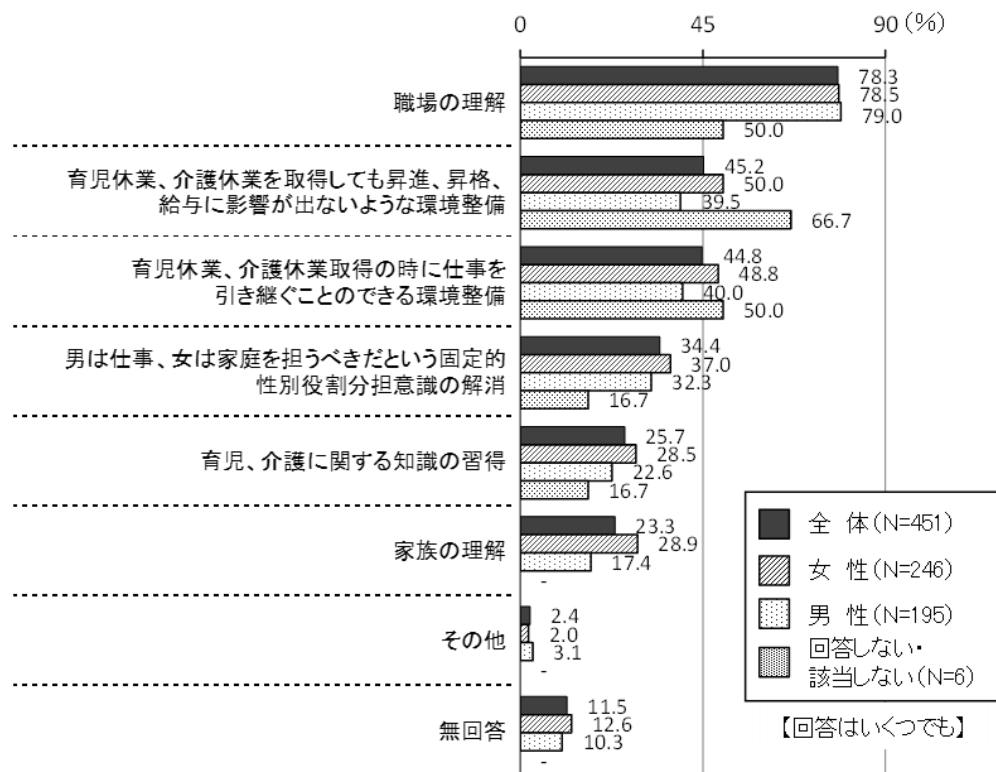
基本施策2 ワーク・ライフ・バランスの啓発推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
32	就労に関する法や制度についての啓発	雇用機会と待遇の均等々の就労に関する法やハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス推進のための助成金制度等について、住民や事業所に向けて情報提供します。	農林商工課
		ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進や男性の育児休業取得等について、ハローワークや商工会等と連携しながら住民や事業所に向けて啓発します	企画課・リブラ
33	事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発	指名競争入札参加資格審査申請の際等において、事業者に男女共同参画推進状況について提出を求めるとともに、その結果をホームページなどで公表します。	財政課 企画課・リブラ

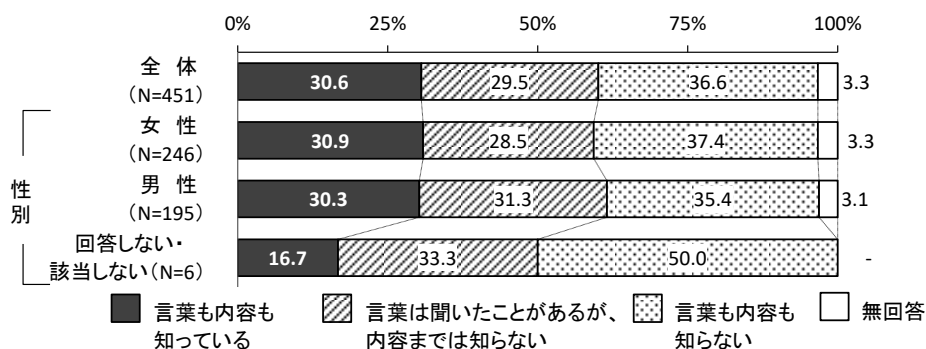
No.	具体的事業	事業内容	担当
34	男女共同参画推進事例の紹介	子育て応援宣言、介護応援宣言の登録や女性活躍推進等、男女共同参画の取組をしている企業・事業所について広報紙やホームページ等で紹介します。	企画課・リブラ

《参考データ》

●育児休業制度、介護休業制度を利用しやすくするために必要なこと[全体、性別]



●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

主要課題2 女性の職業生活における活躍の推進

【現状と課題】

「女性活躍推進法」では、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、農業や商工業等の自営業などの就業形態に関わらず、働いている女性やこれから働こうとしている女性を対象として、女性の採用や登用、能力開発のための事業主の取組が求められています。また、国の男女共同参画会議では令和4年（2022年）に「女性デジタル人材育成プラン」が決定され、女性がデジタルスキルの活用により育児介護との両立可能な働き方ができるような環境整備を進めています。さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」では、農林水産業における女性活躍の推進のために、農業における地域リーダー研修を実施し女性農業経営者を育成するとされています。

住民意識調査では、現在職業をもっている女性は約7割いますが、30代、40代の子育て世代では女性の就業率は減少し、結婚や出産をきっかけに仕事を辞める傾向がみられます。一方で、女性の働き方に対する考え方では、結婚や出産に関わらず就業を継続することを支持する人が約7割にのぼり、前回調査より9.6ポイント高くなっています。今後は、就業を望む女性が増加することも予測され、未婚既婚を問わず、女性が能力を発揮できる就労環境整備が重要となります。

【方針】

農業・商工自営業者に対しては、女性の労働を適切に評価し、積極的な経営への参加促進と地位向上を図るために、商工会など関係機関と連携しながら情報提供を続けていきます。働きたいと希望するすべての人が就労の場で能力を発揮できるように、デジタル技術の取得などの能力開発や起業への支援に関する国や県の最新の情報を提供するとともに、講座等も開催し、女性の就労支援を充実させます。

基本施策1 農業、商工自営業等の労働環境改善の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当
35	女性農業者への支援	県機関と連携し、研修などを通して、農業の振興、後継者の育成、女性の地位向上、ネットワークの形成等、女性農業者の活動を支援します。	農林商工課
36	家族経営協定 ^(※) の周知	農業における女性の就業条件、環境整備のために、家族経営協定の周知を図り、制度の導入を促進していきます。	農林商工課
37	商工会会員への啓発	女性の職場における活躍推進に向けた研修会などについて情報を提供します。	農林商工課

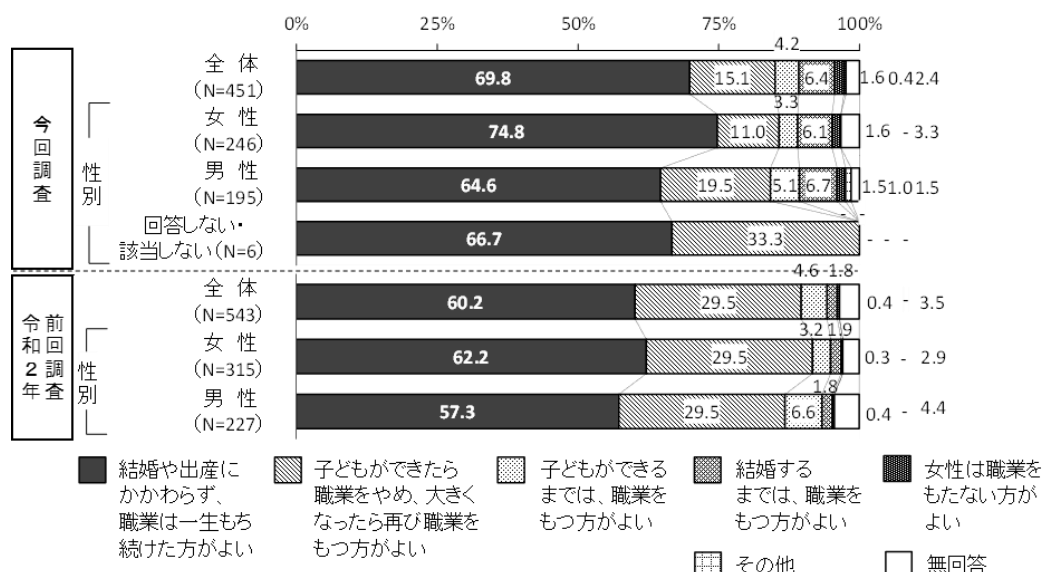
No.	具体的事業	事業内容	担当
32	就労に関する法や制度についての啓発(再掲)	雇用機会と待遇の均等々の就労に関する法やハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス推進のための助成金制度等について、住民や事業所に向けて情報提供します。	農林商工課
		ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進や男性の育児休業取得等について、ハローワークや商工会等と連携しながら住民や事業所に対して啓発します	企画課・リブラ

基本施策2 女性の職業能力開発と就業・起業支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
38	女性の活躍推進に向けた環境づくり	女性の就業および起業の推進に向け、資格取得のための講座や起業支援の取組を充実します。 また、女性の起業を支援するため、関係機関と連携するなど、女性の活躍推進に向けた環境づくりを推進します。	企画課・リブラ
39	就業等の支援に関する情報提供	筑後労働者支援事務所や県、ハローワーク等関係機関の情報について、広報紙やSNS等による情報提供を行います。	企画課・リブラ
34	男女共同参画推進事例の紹介(再掲)	子育て応援宣言、介護応援宣言の登録や女性活躍推進等、男女共同参画の取組をしている企業・事業所について広報紙やホームページ等で紹介します。	企画課・リブラ

《参考データ》

●女性が職業をもつことへの考え方[全体、性別] (前回調査比較)(再掲)



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

基本目標Ⅳ 男女がともに豊かで安心できるくらしづくり

主要課題1 あらゆる暴力の排除と被害者の保護

【現状と課題】

本プランは、DV防止法に基づく町の基本計画と位置付けており、条例第7条第2項では「何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス^(※)を行ってはならない」と人権侵害行為を禁止しています。また、令和5年(2023年)に改正刑法において、「不同意性交罪」が新設され、文部科学省では、こどもを性暴力の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」を推進しています。これらに先立ち、県においては、県性暴力根絶条例を公布し、「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣事業」を県内の学校等で実施しています。

住民意識調査では、男女間における暴力防止のために必要な取組として、「学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を行う」「家庭で保護者がこどもに対し、暴力を防止するための教育を行う」「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」などのポイントが高く、暴力防止教育や相談支援対策の強化が求められています。

【方針】

DV被害者支援対策として、庁内各担当部署及び国や県、近隣市町村の関係機関と連携をいっそう強化して適正に対応できる体制づくりを進めます。町では電話によるDV相談「ちくぜん女性ホットライン」を設置しており、今後は被害者や支援者に相談窓口の情報が届くようさらなる周知を図ります。また、町の様々な業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員に対しては研修を実施し、性暴力を根絶するための啓発を進めるとともに、被害者に支援が届くよう相談窓口の情報を提供します。

ハラスメントについては、職場だけでなく地域や学校などあらゆる場で起きる人権侵害であるとの認識を高めて、相談窓口の情報を提供します。

基本施策1 DV被害者支援体制の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当
40	DV被害者支援体制の充実	庁内関係各課が連携するとともに配偶者暴力防止相談センター(保健福祉環境事務所)、児童相談所、警察、医療機関、近隣市町村等と連携し、被害者への迅速で適切な相談や支援を行えるよう体制の充実を図ります。	企画課・リブラ関係課
41	DV被害者の安全確保	DV被害者の安心・安全が確保できるよう庁内各課、関係機関と連携を図り支援します。	企画課・リブラ関係課

No.	具体的事業	事業内容	担当
42	関係職員のDV等に関する研修の実施	DV防止やDV被害者への理解を深めるため、また被害者への二次被害 ^(※) を防ぐため、関係各課の職員が相談に対応できるスキルを身につけられるよう研修を行い、共通理解の促進を図ります。	企画課・リブラ
43	DV等相談窓口の充実	「ちくぜん女性ホットライン」等の相談窓口について周知を徹底します。また、町のこころの相談を活用するなど窓口の充実に努めます。	企画課・リブラ

基本施策2 あらゆる暴力や性犯罪防止に向けての啓発

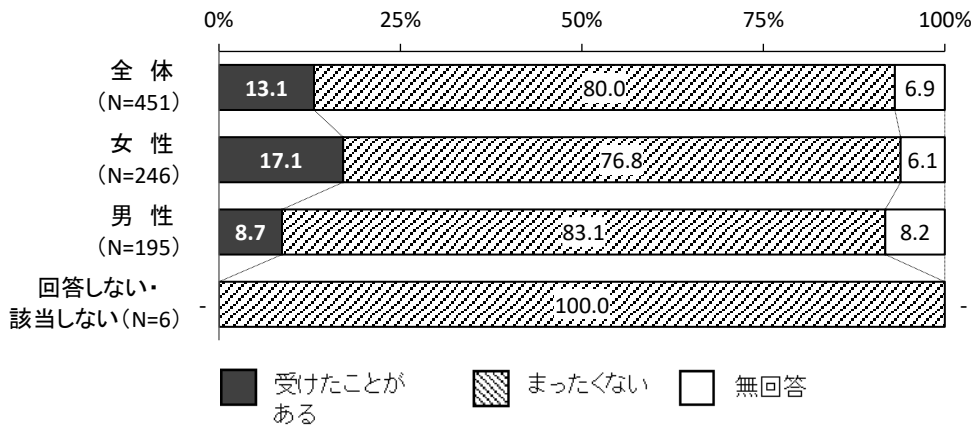
No.	具体的事業	事業内容	担当
44	DVやデートDV防止に向けての啓発の推進	DV、デートDVについて理解を深め、DV被害者の早期発見と適切な支援につながるよう広報紙や中高生向け講座などで啓発します。また、相談窓口等について情報提供を行います。	企画課・リブラ
45	性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発	性暴力をはじめ女性や子どもに対する暴力の根絶に向けて「女性に対する暴力をなくす運動週間」を中心に様々な機会を捉え意識啓発を行います。また、庁内や関係機関等と連携し相談窓口の周知や犯罪防止啓発に取り組みます。	人権・同和对策室 企画課・リブラ
46	学校における性犯罪等防止体制の充実	子ども性暴力防止法で定める性犯罪等防止の取組を進めます。	教育課

基本施策3 ハラスメント防止に向けた啓発

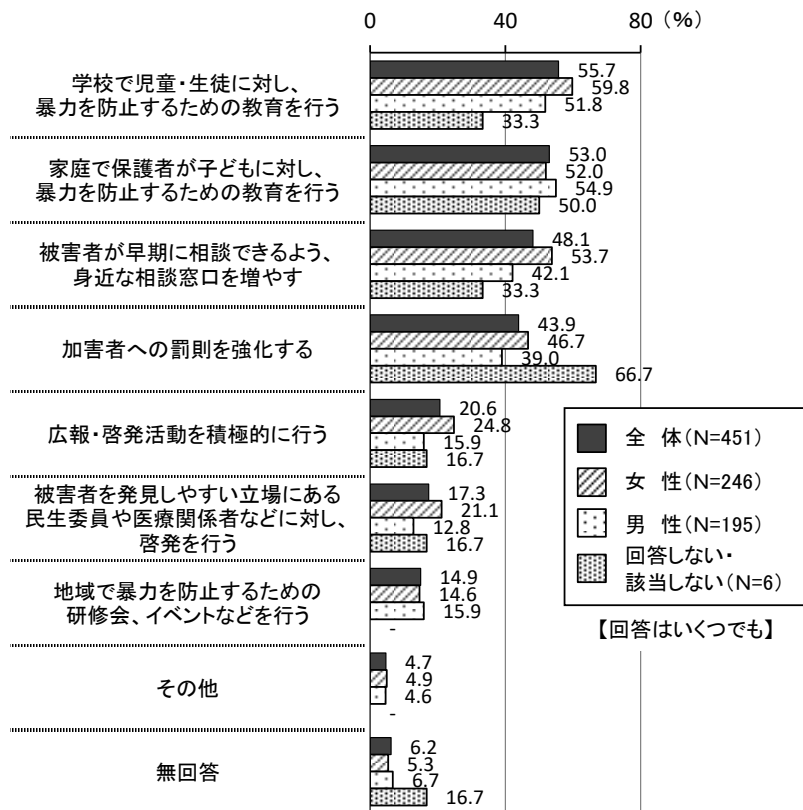
No.	具体的事業	事業内容	担当
47	学校におけるハラスメント及び性犯罪等防止体制の充実	校長会等において意識の徹底を図り、セクハラやパワハラ等ハラスメント及び性犯罪等防止の体制を充実します。	教育課
48	教職員対象のハラスメント及び性犯罪等防止研修の実施	教職員を対象に、校内研修等でハラスメント及び性犯罪等防止に向けて研修を実施します。	教育課
49	雇用の場におけるハラスメントの防止に向けた啓発促進	雇用の場における人権問題としてハラスメント防止について広報紙やSNS等を通して啓発を行います。また、県や市町村の研修や相談会の情報を広く周知します。	農林商工課 企画課・リブラ 人権・同和对策室
50	地域の場におけるハラスメント防止に向けた啓発促進	地域における人権問題としてハラスメント防止について広報紙やSNS等を通して啓発を行います。また、団体等に対し資料を配布する等ハラスメントへの理解を図ります。	企画課・リブラ 人権・同和对策室

《参考データ》

●暴力を受けたこと(まとめ)[全体、性別] (再掲)



●配偶者・パートナーや恋人間における暴力防止のために必要なこと[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

主要課題2 男女の生涯を通じた心身の健康支援

【現状と課題】

すべての人が心身ともに健やかな生活を送ることや正しい知識に基づいて自分自身の身体や性に関する自己決定をする権利、いわゆる「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^(※)」は、男女共同参画社会を形成していくうえで基盤となる権利です。

住民意識調査によると、妊娠や性に関して「女性の意思が尊重されるべき」という考えに対して、「思わない」「わからない」「無回答」の合計が2割程度あり、リプロダクティブ・ヘルス&ライツについて十分に理解が浸透しているとは言えません。

また、性別によってかかりやすい病気の状況は異なり、特に女性は妊娠や出産、更年期障害など、生涯を通じて男性とは異なった健康上の問題に直面することがあります。一方で、男性に特有の疾病もあり、例えば女性よりも生活習慣病の罹患率が高い現状もあります。さらに、経済情勢や産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩みを抱え、メンタルヘルスの課題を抱える就労者も増えています。性別や就労状況によって異なる健康課題があるため、個人のライフステージごとに健康支援の取組を進めなければなりません。

【方針】

リプロダクティブ・ヘルス&ライツについては、住民の理解を図るために様々な機会をとらえてSNSを活用するなどさらなる啓発を継続し、年代に応じた性教育も国や県との連携の元に充実します。

各種健康診査や健康相談、学校での健康教育事業を通じて、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。また、心の健康については、相談しやすい窓口を充実し、個人の問題に対応した専門的な支援やアドバイスを行います。

妊産婦・新生児の家庭訪問や母子健康手帳交付時における乳幼児と保護者への指導等を通じて、母性保護の観点から、母性の保護と母子保健対策の推進及び妊娠・出産期への健康支援を充実します。また、女性特有の健康問題を踏まえ、女性が受診しやすい体制を整備し、女性の健康支援を進めていきます。

基本施策1 生涯を通じた健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
51	リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康・権利)に関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の理解を図るとともにそれぞれの年代に応じて学校での性教育や健康講座等により、教育、啓発を行います。	教育課 こども課
52	各種健康診査の実施	住民健診を受けやすい体制を充実し、個人のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進のために、各種健診の受診率の向上を図ります。また、乳幼児健診においては訪問指導も行い、必要な支援を行います。	健康課 こども課

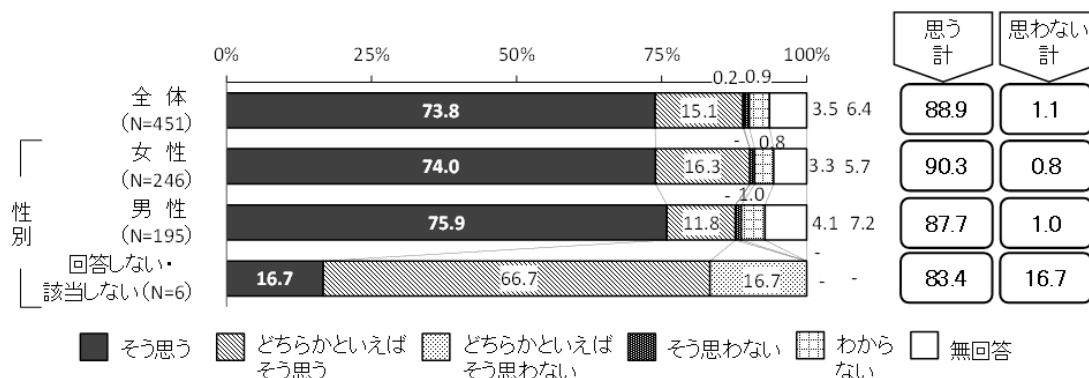
No.	具体的事業	事業内容	担当
53	健康相談事業の実施	健康課題の男女差を踏まえつつ、生活習慣病予防と重症化予防のための生活習慣改善を目的として、健診結果による個人に応じた保健指導とともに個別相談や栄養相談等QOL(生活の質)の向上に向け相談事業を実施します。	健康課
54	健康教育事業の実施	健康課題の男女差を踏まえつつ、生活習慣病予防や重症化予防と健康増進のために食生活改善教室、運動教室等を開催します。「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めて、住民の健康づくりを支援します。	健康課
55	こころの相談事業の実施	臨床心理士及び公認心理師による相談対応により専門的な支援やアドバイスを行い、相談者の問題解決に向けて適切な支援を行います。	健康課

基本施策2 母性の保護と母子保健対策の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
56	妊産婦健康診査の実施	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査および産婦健康診査の必要性について理解を深めるよう保健指導を行い、妊娠中や産後の健康管理を促進します。	こども課
57	母子健康教育の推進	妊婦等包括相談支援事業、パパママ教室及び育児相談を充実し、乳幼児及び保護者に対して適切な指導や情報提供を行います。	こども課
58	妊産婦・新生児の訪問指導	妊産婦や新生児の訪問指導を実施し、保護者の子育ての悩みや不安の軽減に努めます。支援の必要な母子に対して継続的な支援を行います。	こども課
59	女性の健康支援	各種健康診査について広報紙やホームページなどで受診勧奨を行うとともに、住民健診と特定健診の同日実施や女性特有のがん検診については女性医師による検診日の設定、個別検診の実施等、受診しやすい体制を整備します。	健康課

《参考データ》

●妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、恋人との間で十分話し合うべき
[全体、性別]



注：『思う』は、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計

『思わない』は、「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

主要課題3 さまざまな困難を抱える人々への支援

【現状と課題】

暮らしの支援ニーズが多様化・複雑化し、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加していることから、令和2年（2020年）に社会福祉法が改正され、重層的な支援整備体制が市町村の地域福祉計画に位置付けられました。また、女性支援新法においても、困難な問題を抱える女性については、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、法による支援の対象者とされています。女性の困難な問題が発生する要因は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など多岐にわたり、ここでも重層的、包括的な支援が求められています。令和4年（2022年）の国民生活基礎調査では、同居する家族を主に介護している人は、女性68.9%、男性31.1%となっており、女性の割合が高くなっています。介護している人への支援の充実が重要な課題となっています。

令和5年（2023年）に閣議決定した「こども未来戦略」では、ひとり親に対する各種支援を強化することとされましたが、厚生労働省の調査では父子家庭の支援に関する情報の認知が母子家庭より低く、子育てに関する不安が高いことが示されており、ひとり親に対しては個別の事情に沿った支援が必要です。

町においては、地域福祉計画やこども計画を策定し、誰もが生涯にわたって健やかに安心して生活できるよう、障がいのある人やその家族、増加するひとり暮らしの高齢者などへの支援体制を整備してきました。

【方針】

男女共同参画の観点から福祉サービスをさらに充実していきます。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域活動支援センターや関連する団体と連携しながら、事業活動への支援や生活環境整備に取り組みます。複合的な困難な問題を抱える女性に対しては、国、県や民間団体など関係機関と連携し、当事者に寄り添う支援となるように体制を整備します。

基本施策1 高齢者・障がい者等が充実した生活をおくるための支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
60	高齢者・障がい者への訪問による支援	保健師等と在宅介護支援センター、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等関係機関が連携しながら高齢者や障がい者を訪問し、状況把握と福祉サービスの説明や保健指導を行いQOL（生活の質）の向上のための性別で異なる生活課題に即して支援を行います。	福祉課 健康課
29	介護支援の充実（再掲）	介護保険制度とサービスの周知を行うとともに、個別のニーズに応じた相談と支援を行います。要介護・要支援の状態にあっても安心して暮らすことができるよう利用しやすいサービスの充実に努めます。	福祉課

No.	具体的事業	事業内容	担当
30	高齢者のいる家族への支援（再掲）	複雑化した様々な問題を抱える高齢者世帯の負担軽減となるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターと連携し、ニーズに応じた支援を行います。	福祉課
31	障がい者（児）への支援（再掲）	障がい者（児）や家族の多様なニーズに対応するため関係機関と情報を共有し連携を図りながら支援を行います。また、制度や相談機関等についての周知を充実します。	福祉課
61	介護予防、生活支援事業の実施	高齢者が住みなれた地域の中で、生きがいを持って自立した生活を送れるよう、地域のニーズに応じた介護予防及び生活支援施策を推進します。	福祉課
62	オンデマンドバスの運行	『チョイソコちくちゃん』の運行により、生活交通手段を確保し、高齢者等の外出支援を行います。	企画課
63	シルバー人材センターの支援、育成	シルバー人材センターへの助成及び福祉課関連業務の委託等の支援により、高齢者の雇用促進や社会活動の促進を図ります。	福祉課
64	地域活動支援センターの活動支援	地域活動支援センターの活動を支援して、障がい者の社会参画を促進します。	福祉課

基本施策2 ひとり親家庭への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
65	ひとり親家庭への経済的支援の周知	児童扶養手当制度の周知を図り、支給によりひとり親家庭の経済的支援を行います。	健康課
		母子家庭の経済的支援のため、母子寡婦福祉資金貸付等制度などの周知を図ります。	こども課
		就学援助制度の周知を図り、経済的な理由で就学が困難と認められる家庭への経済的支援を行います。	教育課
66	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の親・児童、父母のない児童の医療費を助成します。	健康課
67	ひとり親家庭への配慮	ひとり親家庭に対し保育所・学童保育所への優先的入所や町営住宅入居者選考における優遇措置を実施します。	こども課 都市計画課

基本施策3 困難な問題を抱える女性等への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当
68	相談体制の整備	女性相談支援員を配置し相談体制を整備するとともに、関係機関との連携を進めます。	企画課・リブラ
69	支援対象者の早期把握と支援	心身の不調や経済的困窮、就労困難等複雑で多様化した困難な問題を抱える女性等に対して、相談窓口の周知を図るとともに、県や関係機関と連携して支援を行います。	企画課・リブラ

男女共同参画プランの推進

【現状と課題】

本プランの着実な推進のためには、男女共同参画の理念を町政の全ての基礎におき、庁内推進体制を充実させることが必要です。本町では、条例第16条に則り、男女共同参画に関わる施策や人権侵害に対する苦情処理制度が定められています。

また、男女共同参画の取組を実施する拠点として男女共同参画センター「リブラ」が設置されていますが、住民意識調査によると、3分の1の住民が認知していない状況です。国の男女共同参画機構や県の男女共同参画センター「あすばる」と連携しながら、「リブラ」で地域に密着した啓発事業や就業を支援する事業を充実し、男女共同参画推進の拠点として住民の誰もが利用しやすい施設が求められます。

【方針】

庁内の男女共同参画に関する事業の成果を把握するため、各施策について担当課に年次の実施状況を確認し、「筑前町男女共同参画推進審議会」による評価と提言を受けながら推進するとともに、定期的な住民意識調査を継続します。また、職員に対しては、男女共同参画の視点を踏まえた施策の実施に向けて研修を実施し、理解を深めていきます。苦情処理制度が有効に活用できるよう、今後も周知及び利用促進を図ります。

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づいて策定している本町の特定事業主行動計画の取組についても、女性の職域拡大や管理職登用、男性の育児休業取得などの実施状況について、適切に把握しながら推進していきます。

(1) 推進体制の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当
70	男女共同参画に関する職員研修の実施	男女共同参画の視点に立った施策の推進のため、様々なテーマによる職員研修を行い、意識の浸透を図ります。	総務課 企画課・リブラ
71	男女共同参画苦情処理委員制度の周知	町の男女共同参画に係る施策と措置に関する苦情を処理し、性による人権侵害の救済を図るための男女共同参画苦情処理委員制度について住民への周知を充実します。	企画課・リブラ
72	リブラの機能充実	男女共同参画推進の拠点として、男女共同参画の理解を広めるための取組や就業・起業支援に向けた企画を行うなどセンターの機能充実を図ります。	企画課・リブラ

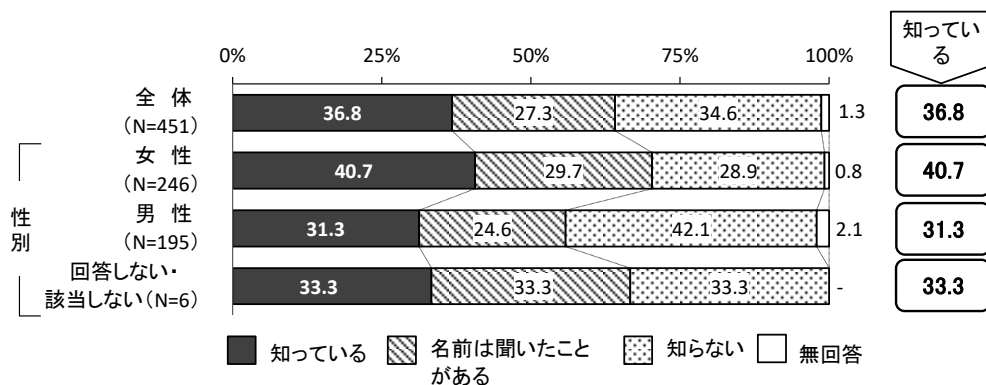
(2)プランの進行管理

No.	具体的事業	事業内容	担当
73	男女共同参画に関する住民意識調査の実施	5年ごとのプランの見直しにおいて、男女共同参画を推進する施策検討の基礎資料とするため住民意識調査を実施して住民の意識と実態を把握します。	企画課・リブラ
74	男女共同参画プランの推進状況把握	男女共同参画プランの実施状況調査を行い、その結果について庁内推進会議及び筑前町男女共同参画審議会において検証し、改善していきます。	企画課・リブラ

(3)特定事業主計画の推進

No.	具体的事業	事業内容	担当
75	町職員の職域拡大、能力開発の推進	職員は男女対等な構成員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備し、管理監督者への就任を推進するとともに、性別にとられない職場配置を行います。	総務課
76	ハラスメント防止のための研修の実施(町職員対象)	すべてのハラスメント防止に関する規程を定めて、職場における相談窓口の設置など対応を充実します。今後も、職員に向けて研修を実施します。特に管理監督者への研修等の強化を図ります。	総務課
77	特定事業主行動計画の実施	特定事業主行動計画の取組について職員に周知するとともに実施状況を把握して内容を見直ししながら、さらに推進していきます。また、子育て支援パンフレットについて職員に周知し、職場環境の改善に繋がります。	総務課

●男女共同参画センター「リブラ」の認知度[全体、性別]



資料：筑前町「男女共同参画に関する住民意識調査」(令和6年度)

関連資料



■ 関連資料

1 筑前町男女共同参画推進条例

平成18年3月14日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 町の基本施策等（第8条—第15条）

第3章 苦情等の申出の処理（第16条—第30条）

第4章 男女共同参画推進審議会（第31条—第37条）

第5章 補則（第38条）

附則

男女は、だれもが個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることが出来る社会の実現は、私たちの願いです。

筑前町では、住民が互いに人権を尊重し、だれもが安心して幸せに生きることが出来る地域社会の実現を目指して、様々な取組みを進めてきました。

しかし、今なお、性別による差別や、固定的な役割分担意識とそれに基づく社会の制度や慣行が残っており、男女の自立や多様な生き方を阻害する要因のひとつとなっています。さらに、少子高齢化などの社会情勢の変化が急速に進み、それに対応する社会が強く求められています。

こうした現状を踏まえ、男女が自らを誇り、互いの性を思いやり、対等なパートナーシップを取りながら、あらゆる分野の活動に共に参画できる社会、つまり男女共同参画社会の実現が重要です。

ここに、町、町民及び事業者等との協働による男女共同参画社会の実現を、本町の重要な課題と位置づけ、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、筑前町（以下「町」という。）における男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する町を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「男性は仕事を中心、女性は家事、育児、介護を中心」というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に関する男女間の格差を是正するために、必要な範囲内において、

て、男女のいずれか一方に対し、積極的にその機会を提供することをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦や恋人等、ごく親しい関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的、経済的な暴力や虐待（子どもを巻き込んだ暴力を含む。）をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) 町民 町に在住、在勤、在学する者及び町を拠点としてさまざまな活動をしている者をいう。
- (7) 事業者等 町内において、公的機関、民間を問わず、かつ、営利、非営利を問わず事業や活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (8) 審議会等 町の政策や方針について審議する機関で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する附属機関及びこれに準ずる機関のことをいう。
- (9) クオータ制 審議会等において、構成員が男女のいずれかに偏らないように、比率を決めることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会を確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (5) 教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6) 男女が、生涯にわたり対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 町は、男女共同参画施策を総合的に企画し、調整し、推進するために必要な体制の整備を行うものとする。
 - 3 町は、男女共同参画施策を実施するため必要な財政上の措置を講じなければならない。
 - 4 町は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクオータ制を規定するなど、男女がともに政策や、方針決定の過程に参画する機会を確保しなければならない。
 - 5 町は、町民や事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取組み、町民、事業者の理解が深まるよう、啓発活動を行い、国及び他の地方公共団体をはじめ、町民、事業者等との連携に努めなければならない。
 - 6 町は、積極的に男女共同参画を推進している個人又は事業者等を、筑前町男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、男女共同参画推進モデルとして、推奨するものとする。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、男女共同参画社会に関する理解を深め、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。
- 2 町民は、固定的性別役割分担意識に基づく慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮し、男女の人権を互いに尊重するよう努めなければならない。
 - 3 町民は、町が行う男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

- 第6条 事業者等は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。
- 2 事業者等は、男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
 - 3 事業者等は、町が行う男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
 - 4 事業者等は、町と工事請負等の契約を希望し、指名競争入札資格審査申請をする場合、町の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告するよう努めるものとする。

(性による差別的取扱い等の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野において、性を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 町の基本施策等

(男女共同参画プラン)

- 第8条 町は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「参画プラン」という。)を定めるものとする。
- 2 町は、参画プランの策定にあたっては、町民及び事業者等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 3 町は、参画プランを策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、参画プランの変更について準用する。
- 5 町は、参画プランの実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査の実施等)

第9条 町は、男女共同参画施策及びその実施に必要な調査研究を行うものとする。また、これを必要に応じて公表するものとする。

(教育の充実)

第10条 町は、基本理念に基づいて、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等、あらゆる教育の分野で、人権意識の向上と男女共同参画を推進する教育の充実を図るものとする。

(啓発事業の実施)

第11条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、町民の理解を深め、意識の高揚を図るため、広報誌の発行及び講座の開催、その他の啓発事業を実施するものとする。

(家庭、地域における支援)

第12条 町は、男女が、家庭、地域において固定的性別役割分担意識にとらわれない対等な関係を形成し、それぞれの場に対等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(農業者及び自営業者への支援)

第13条 町は、農業及び自営の商工業分野における男女共同参画を推進するために、男女が、家庭及び社会の対等な構成員として適正な評価を受け、経営又は社会活動への参画及び能力の開発がされ、家庭生活との両立ができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(事業者等に対する支援)

第14条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他必要な支援を行なうものとする。

(施策等の提案)

- 第15条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画施策等について、町に提案することができるものとする。
- 2 町は、提案された男女共同参画施策等について、筑前町男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 町は、提案された男女共同参画施策等について、男女共同参画の推進のために有効と認める場合は、その実施に努めなければならない。

第3章 苦情等の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第16条 町民及び事業者等は、町が行う男女共同参画施策及び町が行うその他の施策が、男女共同参画の推進を阻害していること、又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

- 2 何人も、町内において生じた性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因に基づく人権侵害(以下「人権侵害」という。)により被害を受けたときは、救済の申出をすることができる。

(男女共同参画苦情処理委員)

第17条 町長は、前条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、筑前町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員の定数は2人とする。

3 苦情処理委員は、男女共同参画の推進に関する優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。ただし、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 苦情処理委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期は通算して6年を超えることはできない。

5 補欠苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(責務)

第18条 苦情処理委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理にかかわることができない。

(解嘱)

第19条 町長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、委嘱を解くことができる。

(兼職の禁止)

第20条 苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員、又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第21条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関等との連携)

第22条 苦情処理委員は、その職務遂行にあたっては、町、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第23条 苦情処理委員には、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年筑前町条例第39号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(苦情処理委員の処理の対象としない事項)

第24条 第16条に定める苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次の各号に掲げる事項であるときは、同条の規定にかかわらず、苦情処理委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願・陳情等を行っている事項
- (4) 苦情処理委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) その他、調査することが適当でない苦情処理委員が認める事項

(却下)

第25条 苦情処理委員は、苦情等の申出が前条に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、苦情処理委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なく通知しなければならない。

(町に係る苦情の申出の処理)

第26条 苦情処理委員は、第16条第1項に規定する苦情の申出があった場合、必要な調査を行い、その結

果、必要があると認める場合は、町長に対し、町の施策について意見を表明し、又は施策の改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項に規定する意見の表明及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。

3 町長は、第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。また、当該勧告に対する町の措置について苦情処理委員に報告しなければならない。

4 苦情処理委員は、町長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表するものとする。ただし、公表にあたっては、個人情報保護等の人権に必要な配慮がなされなければならない。

(救済の申出の処理)

第27条 苦情処理委員は、第16条第2項に規定する救済の申出(町に係るものに限る)があった場合、必要な調査を行い、町が性による差別その他人権侵害を行なったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言及び支援を行い、町に対し、人権侵害を排除する等救済の措置を講ずるよう勧告(以下「勧告」という。)をすることができる。この場合における勧告は、苦情処理委員の合議とする。

2 前項の場合において、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(町以外の人権侵害の救済措置)

第28条 苦情処理委員は、第16条第2項に規定する救済の申出(町以外のものに係る)があった場合、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者を救済するため必要な助言その他支援を行なうとともに、救済の申出に係る状況を改善するため、町長に報告し、町長が改善のための意見表明及び要請を行なうよう求めることができる。

2 前項の場合において、苦情処理委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 苦情処理委員は、第1項の規定による意見表明及び要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による意見表明及び要請の求め並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、苦情処理委員の合議によるものとする。

(町長の要請及び公表)

第29条 町長は、前条第1項の規定による意見表明及び要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための意見表明及び要請を行うことができる。

2 町長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、その状況について必要な事項を公表することができる。

3 町長は前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその公表について関係する町民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(調査の協力)

第30条 町は、苦情処理委員が第26条第1項及び第27条第1項に規定する調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

2 町民及び事業者等は、苦情処理委員が第28条第1項に規定する調査を行う場合において、その調査に協力するよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画推進審議会
(男女共同参画推進審議会)

第31条 町における男女共同参画社会の実現を図るため、筑前町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第32条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関すること。

（組織等）

第33条 審議会は、12人以内の委員で組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数が10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 町民

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第34条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第35条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第36条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第37条 委員には、筑前町特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

第5章 補則

（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第16条から第30条までの規定は、平成18年10月1日から施行する。

（筑前町男女共同参画推進審議会条例の廃止）

2 筑前町男女共同参画推進審議会条例（平成17年筑前町条例第153号）は、廃止する。

2 筑前町男女共同参画推進審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

令和6年4月1日～令和8年3月31日

選出区分	氏名	備考
人権擁護委員	木 許 敦 子	
教育委員	小 能 見 深 雪	
社会教育委員	○ 平 山 克 之	
農業関係者	川 波 礼 子	
商工関係者	仲 村 剛	
民生委員・児童委員	皆 川 静 子	
区長会	甲 斐 正 彦	
ひとが輝く町づくりを考える会	矢 野 和 子	
学識経験者	◎ 神 崎 智 子	
町民代表	金 子 由 香	
町民代表	石 丸 奈 美 子	

事務局	
企画課長	村 山 弥 生
企画課長補佐兼コミュニティ・男女共同参画係長 兼男女共同参画センター館長	平 井 由 美 子
企画課 コミュニティ・男女共同参画係	松 岡 千 裕

3

筑前町男女共同参画推進審議会における

第5次筑前町男女共同参画プラン策定の経過

年	月日	内 容	
令和7年	6月19日 (木)	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ○諮問 ○第4次男女共同参画プラン実施状況 (令和6年度点検について) ○第5次男女共同参画プラン策定 ○男女共同参画住民意識調査結果報告 (一般/中学生/企業)
	10月30日 (木)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に課する国・県の動向 ○第5次男女共同参画プランの体系(案) ○第5次男女共同参画プランの骨子(案) ○筑前町の重点的な課題について (課題とそう思う背景・理由)
	12月23日 (火)	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次男女共同参画プランの成果と課題 (各課ヒアリング結果) ○筑前町男女共同参画社会の実現に向けた課題と背景 (第2回審議会意見) ○第5次計画の基本構想(案) (第1~4章)
令和8年	2月5日 (木)	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次男女共同参画プラン 素案の確認及び意見交換について
	2月20日(金) ~3月12日(木)		<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施
	3月25日 (水)	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次男女共同参画プラン素案に関する意見等 ○第5次男女共同参画プラン(案)の確定 ○答申

4 諮問書

7 筑企第 53 号
令和 7 年 6 月 19 日

筑前町男女共同参画推進審議会長 様

筑前町長 田頭 喜久巳



男女共同参画社会の形成に向けた施策について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問します。

記

- 1 第 5 次筑前町男女共同参画プランの策定について
（第 5 次男女共同参画プランの期間：令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間）

5 答申書

令和8年3月 25 日

筑前町長 田頭 喜久己 様

筑前町男女共同参画推進審議会
会長 神崎 智子

第5次筑前町男女共同参画プランについて(答申)

令和7年6月19日、町長より諮問を受けた「男女共同参画社会の形成に向けた施策について」の第5次筑前町男女共同参画プランの策定について、審議が終了いたしましたので、別添「第5次筑前町男女共同参画プラン(案)」をもって、ここに答申いたします。

筑前町におかれましては、本審議会の答申を基に第5次男女共同参画プランの策定に向けて取り組まれますことを要望するとともに、男女共同参画の更なる実現を目指し、本プランに基づく施策の推進に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

添付書類

第5次筑前町男女共同参画プラン(案)

6 関連法

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
最終改正:平成11年12月22日法律第160号
令和七年六月二十七日同 第八十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その

他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基

本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者

は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則 (令和七年六月二十七日法律第八十号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

批准 1985(昭和60)年6月24日
公布 1985(昭和60)年7月1日
発効 1985(昭和60)年7月25日

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態

の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由かつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 ~ 9（略）

第18条 ~ 第20条（略）

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条（略）

第6部（略）

（昭和60年7月1日外務省告示第194号で昭和60年7月25日に日本国について効力発生）

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

平成二十六年法律第二十八号

最終改正:令和七年一月三十日法律第八十四号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下等の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護

を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援

センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号

までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される

当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、又は位置情報特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等

の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

ニ 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高

裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電	書類

	磁的記録 記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定	事項

	によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるも

のを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

改正(令和元年六月法律第二十四号)

最終改正(令和八年二月一八日)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家

族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の

規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導す

ることにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職

業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進する

ための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使

用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 年法律第 28 号
改正 令和 3 年 6 月 18 日法律第 67 号

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下、「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法

の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 5 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第 6 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 7 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第 8 条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第 9 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深め、これに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第 11 条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条―第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条―第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機

関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和三十九年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。
 - 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

- 第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
 - 三 略
 - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(準備行為)

- 第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、

基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7 用語解説

《あ行》

◇あさくら女性ホットライン（現：ちくぜん女性ホットライン）

仕事、地域、家庭のことやドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等の様々な悩みに専門の女性相談員が対応する電話相談。特定非営利活動法人アジア女性センターが筑前町など複数の自治体から委託を受けて相談に対応している。

◇育児・介護休業制度

育児・介護休業法に基づき、事業主が、育児・介護の家族的責任を有する男女労働者に対して、育児休業制度や介護休業制度の設置や勤務時間などに関する支援措置を行うこと。

◇M字型就労

日本の女性の働き方の特徴を示す言葉。育児期間は仕事を辞めて、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを年齢階層別で労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）のグラフに表すと、M字の形でカーブを描くことに基づいている。女性のみ家事・育児を負担させるという性別役割の考え方が根強く残っていることを示している。

◇エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来持っている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

《か行》

◇家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業における女性の地位向上や後継者の確保、民主的な家族関係の確立を目指すための取り決め。性別に関わらず農業への意欲を高めるよう、農業経営を担っている家族が話し合い、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、農業経営の方針、収益の分配方法、労働時間や休日等の就労条件、経営移譲などについて文書化する協定。

◇クォータ制度

集団における属性ごとの構成員の人数を、適切な比率にするための是正制度のこと。女性やマイノリティなど特定の集団の社会参加を促進し、公平性を高めることを目的として、議席や役職などに一定の割合を割り当てる制度。男女間の格差是正を目的としたポジティブ・アクションの一環として導入される。

◇グローバル・ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）

世界情勢の改善に取り組む国際的な非営利機関である世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される男女格差を示す指標のこと。令和7年（2025年）6月に発表された結果は、日本は148カ国中118位という結果となっている。

◇行動綱領

平成7年（1995年）到北京で開催された第4回世界女性会議で採択した文書。21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示しており、「女性と男性の平等は、人権問題で社会正義への条件」と述べ、貧困、教育、健康、暴力、経済、人権など十二の重大問題領域について戦略目標ととるべき行動が示されている。

◇雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（男女雇用機会均等法）

雇用の分野で女性が男性と均等な機会と待遇が得られることを目的に制定された法律。教育訓練、福利厚生、定年・解雇、募集・採用、配置・昇進などでの性別による差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、ポジティブ・アクションの推進等が雇用主に義務つけられている。

◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関する法律（女性支援新法）

女性が女性であることにより生活上の困難な問題に直面することが多いこと、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化していることに鑑み、困難な問題を抱える女性に多様な支援を包括的に提供するため、令和6年（2024年）に施行された法律。それまでの売春防止法に基づく女性支援のあり方から脱却し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定している。

《さ行》

◇ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会的・文化的につくられた性のありようのこと。「女／男はこうあるべき」「女／男はこういうもの」などの性別にかかわる偏見や固定観念、またそれらに基づいてつくられた社会制度などを意味する。

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が、育児・介護等を理由に、就労を中断したり時間に制約のある働き方をしたりすることなく、また、責任ある地位に女性登用を促進するなど、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる社会の実現を目的とする法律。事業主の意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備するために、101人以上の企業と公共団体は事業主行動計画を策定することが義務づけられている。

◇政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指し、国・地方公共団体の責務や、政党等が自主的に取り組む努力義務などを定めている。

◇性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠として役割を固定的に分けること。例えば「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」などがあげられる。

◇セクシュアル・ハラスメント

職場や学校で起きる性的ないやがらせを指し、相手の意に反した性的な言動をすること。また、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させること。

《た行》

◇男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現のための基本的考え方と、国や地方自治体と国民、それぞれの役割と責任を定めた法律。また、その形成のための5つの基本理念として、男女の人権の尊重や社会における制度または慣行についての配慮などを掲げている。

◇ドメスティック・バイオレンス（DV）・デートDV

配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある（又はあった）人の間で起きる暴力のとなぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など、相手を支配するために行われる様々な行為を含む。また、交際している人の間で起きるDVを「デートDV」という。

《な行》

◇二次被害

DVやセクハラなどの人権侵害を受けた人が、相談窓口や周りの人に相談した結果、不適切な言動でさらに精神的苦痛や実質的な被害を被ること。

《は行》

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

◇福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（県性暴力根絶条例）

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため制定された条例です。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としている。

《ら行》

◇リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方。平成6年（1994年）の国際人口・開発会議において提唱され、個人、特に女性の人権の1つとして位置づけられた。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか等を決める自由をもつことを意味する。性と生殖にまつわる自己決定権と、性と生殖にまつわる医療ケアを受ける権利を核としている。

《わ行》

◇ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取り組みのこと。また、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含んでいる。

《英数》

◇LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）

Lはレズビアン（同性を好きになる女性）、Gはゲイ（男性を好きになる男性）、Bはバイセクシュアル（異性を好きになることも、同性を好きになることもある人）、Tはトランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）、Qはクエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしない、定まっていない、明確にしたいくない人）の頭文字を並べた言葉。自分自身を男女どちらとも認識しないX（エックス）ジェンダーや、他者に性的感情が向かないアセクシュアルなどを含め、性的少数者の総称の一つとして使われることもある。

◇SDGs（エスディーズ）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が令和12年（2030年）までに達成する目標として、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取り組みを行うもの。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。

◇ UN Women (ユ-エヌウイメン)

ジェンダー平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関。国連女性開発基金 (UNIFEM)、国連女性地位向上部 (DAW)、国際婦人調査訓練研究所 (INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI) の四つの国連機関を統合し設立された。正式名称は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)」。

8 第5次筑前町男女共同参画プラン施策と担当課一覧

注:下表のNOは、第4章プランの内容の具体的事業のNOと符合している。

担当課	No.	具体的事業
関係課	7	主催事業における託児の実施
	22	地域や各種団体役員への女性の参画促進
	23	各種審議会等への女性の積極的参画の促進
	40	DV被害者支援体制の充実
	41	DV被害者の安全確保
総務課	3	男女共同参画の視点からの広報紙等作成
	70	男女共同参画に関する職員研修の実施
	75	町職員の職域拡大、能力開発の推進
	76	ハラスメント防止のための研修の実施(町職員対象)
	77	特定事業主行動計画の実施
財政課	33	事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発
企画課・リブラ	1	「筑前町男女共同参画推進条例」の周知徹底
	2	町広報紙やホームページ等による情報提供
	3	男女共同参画の視点からの広報紙等作成
	5	男女共同参画に関する講演・研修会等の開催
	6	団体等の学習に対する支援
	8	男性の生活自立支援のための講座等の実施
	9	国際的な視点による情報収集と提供
	11	学校への出前講座による啓発活動の推進
	14	地域社会活動への男女共同参画促進
	15	男女共同参画地域リーダーの育成
	16	男女共同参画に関する団体やグループ等の活動支援
	18	地域防災活動での男女共同参画の促進
	20	学習機会の提供
	21	女性の人材に関する情報の収集と活用促進
	23	各種審議会等への女性の積極的参画の促進
	24	審議会等の委員に対する研修への参加促進
	32	就労に関する法や制度についての啓発
	33	事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発
	34	男女共同参画推進事例の紹介
	38	女性の活躍推進に向けた環境づくり
39	就業等の支援に関する情報提供	
40	DV被害者支援体制の充実	

担当課	No.	具体的事業
企画課・リブラ	41	DV被害者の安全確保
	42	関係職員のDV等に関する研修の実施
	43	DV等相談窓口の充実
	44	DVやデートDV防止に向けての啓発の推進
	45	性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発
	49	雇用の場におけるハラスメントの防止に向けた啓発促進
	50	地域の場におけるハラスメント防止に向けた啓発促進
	62	オンデマンドバスの運行
	68	相談体制の整備
	69	支援対象者の早期把握と支援
	70	男女共同参画に関する職員研修の実施
	71	男女共同参画苦情処理委員制度の周知
	72	リブラの機能充実
	73	男女共同参画に関する住民意識調査の実施
74	男女共同参画プランの推進状況把握	
人権・同和対策室	2	町広報紙やホームページ等による情報提供
	5	男女共同参画に関する講演・研修会等の開催
	45	性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発
	49	雇用の場におけるハラスメントの防止に向けた啓発促進
	50	地域の場におけるハラスメント防止に向けた啓発促進
健康課	52	各種健康診査の実施
	53	健康相談事業の実施
	54	健康教育事業の実施
	55	こころの相談事業の実施
	59	女性の健康支援
	60	高齢者・障がい者への訪問による支援
	65	ひとり親家庭への経済的支援の周知
	66	ひとり親家庭等医療費の助成
福祉課	29	介護支援の充実
	30	高齢者のいる家族への支援
	31	障がい者(児)への支援
	60	高齢者・障がい者への訪問による支援
	61	介護予防、生活支援事業の実施
	63	シルバー人材センターの支援、育成
	64	地域活動支援センターの活動支援
こども課	10	ジェンダーにとらわれない教育・保育の推進
	12	教職員、保育士に対する研修への参画促進

担当課	No.	具体的事業
こども課	26	仕事と育児の両立支援保育サービスの充実
	27	子育てに関する相談支援体制の整備
	28	子育てにおける男女共同参画の推進
	51	リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康・権利)に関する啓発
	52	各種健康診査の実施
	56	妊産婦健康診査の実施
	57	母子健康教育の推進
	58	妊産婦・新生児の訪問指導
	65	ひとり親家庭への経済的支援の周知
	67	ひとり親家庭への配慮
環境防災課	18	地域防災活動での男女共同参画の促進
	19	消防団への女性の参画促進
農林商工課	25	育児・介護休業制度の普及促進
	32	就労に関する法や制度についての啓発
	35	女性農業者への支援
	36	家族経営協定の周知
	37	商工会会員への啓発
	49	雇用の場におけるハラスメントの防止に向けた啓発促進
都市計画課	67	ひとり親家庭への配慮
教育課	10	ジェンダーにとらわれない教育・保育の推進
	11	学校への出前講座による啓発活動の推進
	12	教職員、保育士に対する研修への参画促進
	46	学校における性犯罪等防止体制の充実
	47	学校におけるハラスメント及び性犯罪等防止体制の充実
	48	教職員対象のハラスメント及び性犯罪等防止研修の実施
	51	リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康・権利)に関する啓発
	65	ひとり親家庭への経済的支援の周知
生涯学習課	4	男女共同参画社会の実現に向けた図書等の充実
	13	社会教育関係者に対する啓発
	17	社会体育指導者への女性の参画促進

第5次筑前町男女共同参画プラン

[令和8年度～令和12年度]

【発行】 福岡県 筑前町

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

TEL 0946-42-3111(代表) FAX 0946-42-2011

URL <https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp/>

E-mail kikaku@town.chikuzen.fukuoka.jp

【編集】 筑前町企画課コミュニティ・男女共同参画係

【発行年月】 令和8年3月

